

令和4年3月23日

令和4年第1回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和 4 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 4 年 3 月 2 3 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 4 時 1 7 分

出 席 議 員 (9 名)

2 番 高 山 豊 彦 3 番 藤 井 清 隆

4 番 村 山 一 彦 5 番 吉 田 哲 也

6 番 井 上 武 津 男 7 番 岡 本 正 意

8 番 畑 武 志 9 番 小 西 啓

1 0 番 岡 田 泰 正

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 高山豊彦 3番 藤井清隆

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 3号 令和4年度和東町一般会計予算
議案第 4号 令和4年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 5号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 6号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 令和4年度和東町下水道事業特別会計予算
議案第 8号 令和4年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 9号 令和4年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 16号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 5 議案第 17号 和東町観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 18号 和東山の家指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 19号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更について
- 日程第 8 議案第 20号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第8号）
議案第 21号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 22号 令和3年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 23号 令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 同意第 1号 副町長の選任について
- 日程第 10 請願第 1号 令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願

日程第 1 1 発議第 1 号 年金引き下げの中止を求める意見書

日程第 1 2 発議第 2 号 日米地位協定の改定を求める意見書

日程第 1 3 発議第 3 号 保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を
求める意見書

日程第 1 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまです。

ただいまから、令和 4 年和束町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から遅刻の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、2 番高山豊彦議員、3 番藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

私のほうから諸般の報告として 2 件報告をさせていただきます。

2 0 1 1 年 3 月 1 1 日に発生いたしました東日本大震災から丸 1 1 年過ぎて間もない去る 3 月 1 6 日夜に、福島県沖を震源とするマグニチュード 7. 4、最大震度 6 強の地震がありました。被害に遭われた皆様方には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

続きまして、2 件目でございますが、

主要地方道宇治木屋線犬打峠トンネル（仮称）工事について諸般の報告を申し上げます。

去る 3 月 2 0 日、グリンティ和束裏駐車場におきまして、西脇京都府知事、二之湯国務大臣ほか京都府選出国會議員の先生方、京都府議會議員、近隣市町村長の方々をお迎えし、「主要地方道宇治木屋線犬打峠トンネル（仮称）着工を祝う会」を挙

せていただきました。当日は、議員各位におかれましても、ご多用の中ご臨席を賜りありがとうございました。

犬打峠トンネルは全長約2,953メートル、今回の事業総延長は3,600メートル、総事業費は100億円となっています。トンネル完成時には和東町役場から新名神宇治田原インターチェンジまで15分程度で結ばれることとなります。また、このトンネルが完成いたしますと、大雨などの災害時に緊急道路として大きな役割を担う路線ともなります。

さて、犬打峠トンネル工事ですが、先に掘り始めています宇治田原工区につきましては、2月末現在1,000メートル掘り進んでいると報告を受けています。和東工区につきましては、工事延長約1,000メートルを計画されていて、5月中頃から本格的にトンネル掘削工事が始まります。トンネル工事は大規模で特殊な工事でもありますので、来る3月27日、地元別所区民を対象に地元工事説明会が行われる予定となっています。

トンネル工事工法につきましては火薬を使用するナトム工法が用いられ、昼夜を問わず掘削工事が行われるほか、大型車両の往来も多くなることが予想されます。掘削工事は約1年行われ、その後トンネル内設備工事や取付道路工事などが行われ、令和5年度完成予定となっています。工事期間中は、火薬の爆破音をはじめ大型車両の往来など、住民の皆様には大変ご心労をおかけすることとなろうかとは思いますが、和東町民にとっては悲願の事業であり、トンネル開通後に向け、大きく夢が広がる事業であります。

また、当事業は京都府事業ではありますが、和東町におきましても、地元調整などでき得る限り京都府をサポートし、一日も早く完成できるよう努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、主要地方道宇治木屋線犬打峠トンネル工事に係る諸般の報告とさせていただきます。

きます。

以上、報告を終わります。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

日程3、議案第3号から議案第9号まで、令和4年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算、以上7件を一括議題といたします。

本案について、本日、予算特別委員長である岡田 勇議員が体調不良により遅刻のため、予算特別副委員長から報告を求めます。

予算特別副委員長、村山一彦議員。

○予算特別副委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうから、予算特別委員会審査報告をいたします。

3月10日開会の令和4年第1回定例会に提案された議案第3号から議案第9号までの令和4年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の審査が予算特別委員会に付託され、3月15日と16日の2日間にわたり委員会を開会し、審査を行った。

審査に当たっては、始めに奥田副町長から当初予算の概要と主要事項の説明を受け、続いて各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けた。

令和4年度当初予算の一般会計予算額は34億5,000万円、6特別会計の予算額は19億3,740万円、合計額53億8,740万円で、継続事業などが増えたことにより前年度より1.5%、8,070万円増の積極的な予算となった。SDGsの目標も掲げた第5次総合計画に基づく6つの施策に沿った予算の編成であった。

昨年度に引き続き、今年度もコロナ禍の中で事業に取り組んでいくこととなり、一般会計予算の子育て支援の充実に向けた予算では、全ての保育園児に対し、保育料完全無償化や新生児に10万円を給付する子育て応援給付金事業、小・中学校の給食費、修学旅行費の無償化や18歳までの医療費無償化なども継続して実施される。

住民生活の安心・安全に向けた予算では、大型事業として昨年度から実施されてい

る総合保健福祉施設整備について本格的に事業も進み出し、令和6年度、施設完成に向け整備が進められる。経年劣化に伴う和東保育園耐震改修工事も始まる。また、祝橋や石寺橋整備事業についても着々と事業が進められる。その他、町道撰原下島線拡幅改良工事や舟尾川・大勘定川浚渫工事、町営住宅改修工事なども実施される。

交流人口・関係人口の拡大に向けた予算では、地方創生推進交付金を活用し、茶文化体験や農山村体験、農村留学、グリーンスローモビリティ周遊観光事業やサテライトオフィスの利活用の促進など、波及効果を高める観光・交流産業を展開される。

農林業の振興として農業次世代人材投資資金給付事業や和東茶ブランド確立事業、地域ブランド育成支援事業、また、昨年オープンした交流ステーション和東の郷では、地元産品を使用した商品の開発などに取り組み、交流の場と情報発信の拠点として都市農村交流の促進を図られる。

公共交通システムの充実に向けた予算では、路線バス対策事業や新規事業として、奈良交通バス等を利用した観光客の増加や地域経済の活性化を図ることを目的に、にぎわい回復周遊パス支援事業も実施される。

特別会計の簡易水道事業、下水道事業では、経営状況を的確に把握するため、地方公営企業法の適用に向けた取組が進められる。昨年9月定例会で簡易水道事業給水条例が改正されたことにより、水道使用料が前年度より約3,000万円増額となっている。簡易水道事業については、今後、西部地区の送配水管布設替工事も計画されていることから、財政状況においては非常に厳しい状況が見込まれる。

これらの説明に対し委員からは、新聞で国保納付金の増額という記事を目にした。コロナの影響での受診控えが収まり、医療費の増による納付金の増額を各市町村に求められる内容で本町への影響はあるのか。

下水道事業未実施地区への公共浄化槽の設置の検討は。毎年、下水道事業には一般会計から多額の繰入金が行われている。浄化槽設置者との不公平さを解消するため、早急に何か対応していただきたい。

4月からの簡易水道使用料の値上げについて2月に中止・見直しの請願署名も出ているが、このまま強行するのか。独立採算制で水道事業は続けられるのか。料金改定は苦肉の策であり、今やらなければ次はそれ以上の値上げになってしまう。住民に理解いただくため丁寧な説明が必要であるなど、この水道使用料の値上げについては、賛否両論の活発な質疑が交わされた。

本格的に動き出した総合保健福祉施設整備事業について、基本設計・実施設計業務に係る公募型プロポーザルの選定において、審査の基準や決定に誤りはなかったか。今後、事業を進めていく上で、透明性を持って取り組んでいただきたい。

来年度の事務職新規採用職員はゼロと聞いているが、毎年切れ目のない職員採用が必要である。給料面でも京都府職員と比較するとどの程度か。優秀な人材確保のために給料を上げることも必要では。また同時に、介護職や保育士、看護師などのエッセンシャルワーカーの処遇改善の検討は。

診療所の医師確保や体制について、時間外や緊急時の対応にかかりつけ医として不安であるという声を聞く。今後、総合保健福祉施設も整備されるが、住民が安心感を持てる地域医療を目指していただきたい。

コロナ禍も3年目を迎える。和束町でも感染者が増えてきているが、今後の対策については、これまでの状況も踏まえ、町としての判断がさらに重要になってくる。5歳から11歳までのワクチン接種の予定や、引き続きコロナ定期検査の継続はされるのか。

その他、移住促進住宅整備事業補助金や子育て・三世代同居等応援住宅総合支援補助金の事業内容は。空き家の登録数や活用目標、定住していただくため民間も含めた住宅整備の検討は。森林経営管理事業についてどのように事業を進められるのか。また、東部3町村連携による広域観光事業や茶畑景観修景事業補助金の内容は。35年が経過した和束運動公園の施設修繕の計画など、行政全般にわたる施策や方針について多くの質疑や要望が出されました。詳細については、後日会議録にて承知願いま

す。

討論では、岡本委員が一般会計のほか、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の6つの会計に反対討論を、また、高山委員が一般会計、国民健康保険特別会計に、井上委員が簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計に、藤井委員が介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

令和4年度一般会計予算ほか、6特別会計予算の採決の結果は次のとおりです。

議案第3号 令和4年度和束町一般会計予算は賛成者多数

議案第4号 令和4年度和束町湯船財産区特別会計予算は賛成者全員

議案第5号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計予算は賛成者多数

議案第6号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計予算は賛成者多数

議案第7号 令和4年度和束町下水道事業特別会計予算は賛成者多数

議案第8号 令和4年度和束町介護保険特別会計予算は賛成者多数

議案第9号 令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は賛成者多数

以上のとおり、本委員会は、令和4年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算6件を原案のとおり可決といたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

議案第3号から議案第9号まで、令和4年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の以上7件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の7件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第3号から議案第9号まで、令和4年度和東町一般会計予算及び各特別会計予算の以上7件は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第16号の提案理由を申し上げます。

木屋辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、本計画の策定を提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきます。

議案第16号

木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

木屋辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月23日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページより総合整備計画書になります。

木屋辺地ということで、辺地の人口53人、面積2.38平方キロメートルでございます。

1. 辺地の概要は、ここに挙げているとおりでございます。

2. 公共的施設の整備を必要とする事情でございます。

こちらの本文中につきまして、1か所誤字があったため、修正をお願いいたします。

こちらの本文中、下から5行目の13文字目のところでございますが、「有集落前」となっていますが、「有」については不要となりますので、削除いただきますようお願いいたします。

それでは、改めて説明をさせていただきます。

本地域は和東町の南部にあって町の中心地から南に5キロメートルの位置にあり、西は木津川市加茂町、東は相楽郡笠置町に隣接する地域で、地域の北側は急峻な山林が迫り、南側には木津川が流れ、山の斜面に30数戸の住家が連たんし、住家のすぐ前面にまで国道が迫っております。

集落は、北側の山林斜面を通っている府道宇治木屋線と国道163号の間にあり、居住区域は限られた範囲となっております。

住民の日常生活は、古くは水運業や農林業により支えられてきましたが、近年は農林業所得の低迷、若者の流出により後継者不足が懸念されております。

当該地区は、若年層の流出により高齢化率も高く、地域の活気も薄れつつあるが、木屋地区は和東町の水運の拠点として栄え、昭和20年代後期まで舟運があり、木津川には「木屋津」などの形跡もあります。集落前の護岸は脆弱な状態のままで、近年の局地的豪雨、異常出水などの対応として、木津川流域治水工事において、平常時には高水敷きとなる部分を今般、国庫を活用し、「和東町木津川かわまちづくり支援事業」で整備を進めるもので、国庫事業と併行し、「木津川かわの駅構想」として「集いのスペース、体験の護岸、河川レクリエーション」などの河川修景護岸と風水害等における住民の安心・安全な避難環境の整備を進めるものでございます。

3. 公共的施設の整備計画でございます。

整備計画につきましては、期間につきましては令和4年度から令和8年度までの5年間となります。事業費につきましては2億1,000万円でございます。財源につきましては、全て一般財源とし、全て辺地対策事業債を予定しているところでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

確認をさせていただきたいんですが、今のご説明で木津川かわの駅構想として集いのスペース、体験の護岸、河川レクリエーション等を予定されているということでございました。それについて具体的に教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員のご質問でございますが、木津川右岸における環境護岸整備でございます。今回の工事につきましては、国庫で木津川の護岸の防災工事を実施していただきます。この実施によりまして、現況の竹やぶが繁茂している部分でございますが、この部分に低水敷、高水敷という形で、通常、水が流れるところを低水敷き、それと緊急時に水が流れる高水敷を造ります。高水敷きにつきましては、水が流れませんので、この部分を通常の護岸ということで新たに整備したいという考えでございます。

ただ、河川敷でございますので、中に公共構造物を造るとか、そういうことは一切行いません。まず、芝生の広場的な形になりまして、そこでいろんな発想を持った動

きをするということで、現在、未来づくりセンターでございしますが、ここのほうでいろんな水のアクティビティー等の実証実験をやられております。この辺のことも含めまして、木津川の水をうまく活用した活動、それから、最近多く出てますような軽トラ市とかマルシェな感じのものをやるという形で、実質的には淀川の枚方公園の簡易版という形で考えていただければ大体のものが見えてくると思います。そういうものを今回の辺地で計画させていただきたいということでご提案させていただいているのです。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ということは、相当数のものを集客できるようなスペースになるのかなというふうには思うんですが、そういった中で、駐車場スペースであるとか、出入りの問題であるとか、いろんな交通安全対策的な部分も必要なのかなと思うんですが、そういったことも含めてこの事業の中で行われるということですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、この事業につきましては、京都府が進めています銭司木屋トンネル、要は、木津川市加茂町銭司から木屋地区までの間のトンネル工事の事業が本年度から始まっております。この事業は手前の湾漂山トンネルから続きのバイパス回路ということで現在計画に上げられていまして、これの道路改良が和束採石のところまで行われます。これも数年かかる事業でございしますが、その後、木屋地内につきましては改良済みとなっております。現在、163と宇治木屋線の交差点あたりに入り口を1か所設け、そこから川のほうに入っていただくという形の計画で、全延長500メートル、幅約

30メートルということで計画しておりますが、1万5,000平米ぐらいの大きさのものが避難場所にもなりますし、それからアクティビティー場所にもなりますし、その他いろいろな形で活用できるようなものができるということでございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、少し説明もあったんですけども、要は今、建設事業課長が答弁されているということは、基本的にはこの事業というのは、いわゆる風水害等における住民の安心・安全や避難環境の整備等のそういう護岸工事というようなことが中心の問題ということなのか、その辺をもう一回確認したいんですけども。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員のご質問でございますが、そのとおりでございます。国土交通省につきましては、脆弱な護岸を整備するということで、木屋163号の約2キロのうち約500メートル、川に一番近いところの護岸工事をまずやると。この工事が終わった段階で遊休地といいますか、出来上がった土地の部分を町が占用して貸していただくという形で、事業の使用ができるようにするということが目的でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

要は、そういった護岸工事をして生まれたスペースをその後に「集いのスペース、体験の護岸、河川レクリエーション」といったものの事業に活用していきたいということだというふうに思うんですけども、その辺の公共的施設の整備計画の中の施設名と

しては、観光、またはレクリエーションに関する施設というふうになっていて、それに2億1,000万円をかけるというふうになっておりますけども、この辺ですね、具体的に護岸工事が終わって、その後、生まれるであろうスペースにこういった観光関係ですね、かわの駅構想みたいな、そういったことっていうのは具体的にどこまで構想を持っておられるんですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

令和3年度現在の状況でございます。この工事につきましては、令和3年度から事業が国のほうで進み始めております。現時点では国のほうの用地買収が行われていまして、約2割の方が令和3年度の買収が終わっております。令和4年当初に残りの方の買収を今、動いております、それが令和4年度中に完了するというので私は国のほうから報告を受けております。

これが完成しました後でございます。構想としては、簡単なポンチ絵までできております。先ほど高山議員にもお答えしましたけども、今後、計画が入る中で高水敷の高さとか、それから高水敷の川幅的な面積が明確になった段階が約30メートルぐらいになるだろうということで、20メートルから30メートルぐらいの間の部分が出た上を取りあえずは真っすぐな形にしてしまうということが目的でございます。その上で計画を書いていくということで、今回の辺地計画の中では、その計画を具現化していく経費とか、それから実際の木屋地内の部分の里道等の修繕等も含めた中で、木屋全体を整備していきたいということで考えておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

要は、単なる護岸工事というか、防災的な工事だけだったら別にそれだけだと思うんですけども、ただ、それを終えた後に地域の今の現状を少しでも活性化していくということで今回のかわの駅構想といったものやっつけていこうということになってると思うんですね。

実際にそこに書いてありますように、木屋地区の現状というのは大変人口も減ってきておりますし、ご指摘のように高齢化も進んでいると。実際にお子さんの姿もなかなか見えないという状況もありますし、大変、ある意味、限界集落的な状況になっているということもあるというふうに思います。そういう中で、そういった人たちが今後の木屋の将来というか、そういったものも含めてどうしていけばいいかということの議論なんかがあるんじゃないかと思うんですが、この総合整備計画かわの駅構想も含めてですね、地元のところでの議論というか、また行政としての説明というか、その辺はどのように進めておられるんでしょうか。どこまでの話をされているんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の件でございますが、事業自身の実施につきましては、3、4年ほど前から国のほうと詰めをしておりました。その後、かわまちづくり事業ということで協議会を一旦立ち上げております。これは事業採択に向けての協議会でございます。これをベースに、今後、区内の整備、それから今回の整備を進めていきたいということでございます。

このメンバーにつきましては、町、活性化センター、商工会、それから地元区長等々に入らせていただきまして、また、国・府もオブザーバーで入っていただく格好で、

現在、かわまちづくり協議会ということで組織は一応立ち上げております。

ただ、国の工事が用地買収が終わった段階で、それから事業認可の関係がございまして、現段階では今、動きはしておりません。ただ、今回、用地買収が終わった段階で新たな動きを起こすということが目的でございますので、そのあたりで事業の詳細を詰めたということになっております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

事業そのものとして安全対策というか護岸工事そのものは必要だというふうには思いますし、実際そういった声も聞いたことがありますので、木津川の護岸としてしっかりと水がもし大きく出たときにちゃんと避難とかも含めてやっていくということは分かるんですけども、提案されたのはこっちの課長なのに答弁されないで、さっきから建設事業課長ばかりが答弁するので違和感を感じているんですけども、私が思っているのは、要は、今の木屋の状況からいえば、これは一応5年間の事業になってますけども、5年というのは地域にとってみればかなり大きい期間だと思うんですね。その分やはり年も取られますし、人口も減っていったりとかいうこともある中で、例えば、護岸工事が終わって、いろんなそういうレクリエーション施設とかにぎわいのスペースを造るということは、それはそれでいいかもしれないけども、結局それを造った後にそれは誰が支えるのかと。いわゆる造ったら恒久的にやっていかなあかんわけですよ。もちろん、それはそれでするんだったらするで、地域としてどうやってそれを自分たちの活性化として取り組んでいくのかと。ある意味、それをすることで外からも人が入ってきて、新しい方が地域を支えるとかいうことも含めて一定展望を持ちながらやっていくような事業になるのかどうかですよ。だから、そういう意味では、そういうのは造るのはいいけども、その後、じゃあ、誰が支えるのかと。

実際、例えば、今も問題として、湯船の森林公園等も含めていろいろああいっただ

ペースを誰がどう支えて維持していくのかというのがありますよね。そういう点では、地域として大変厳しい状況がある中でこういった施設を造っていこうということがどこまで地域の合意になっていて、じゃあ、それを造るなら造るで、どうやってそれを将来的にも支えていくのかというね、町としてもこういう公費を投入してやろうというんですから、例えば、町としても一定責任を持って人も配置して、そこはそういうふうなスペースになるように責任をどこまで持つのかということも含めて、どこまでそういう展望を持ってやっておられるのかということを書いておかないと、ただの護岸工事じゃなくてそういうことも展望されているわけだから、そこをこちらに答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの辺地計画につきましては、国の財政上の特別措置を求めるに当たりまして、今回計画の策定をご提案させていただきました。議員のご指摘のとおり、こちらの計画を進めていくに当たりましては地元住民のご協力、ご理解をいただきますとともに、和東町全体として一体となって進めていくことが必要と考えております。

また、木屋地域の住民につきましては年々減少が進んでおりまして、こちらの木屋辺地につきましては、前回、辺地計画としまして飲料施設の整備に関して計画を策定しましたが、その当時の人口から約2割程度人口が減少している状況でございます。

こういった状況も踏まえまして、こちらの地域の人口の増加、また関係人口等の増加も図っていくために、総合計画のほうにも、かわまちづくり事業につきましては挙げさせていただいて、実際に進めていくこととしております。

それに当たりまして、まずはこの計画におきましては、工事の内容を財政的に計画の中に入れて実施していくものでありますが、これから進めていくに当たりましては、

住民の皆様のご協力と、また、そういった取組について町外の方々の参加などもいただきながら進めていきたいと考えておりますので、そういったものに当たりまして、先ほど建設事業課長からご説明がありました協議会等ですね、こういったものも、まずはどういった取組を進めていくかということを課全体を通じて協議いたしまして進めていきたいと考えておりますので、まだ現在のところ具体的な案があるかというのであると、今回整備していく内容がこれから予算等も今後つけていきまして策定していくところになりますので、現在、具体的な案というのはまだお示しさせていただきませんが、今後、町全体として取組を進めていきたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこにありますように、木屋地区というのは旧来ですね、歴史的には木津川の水運を利用してかなり栄えた歴史もあると。柚田から木が切り出されて、そこから木津川を使って舟運なんかかなり発達をして大変栄えた時期もあったという歴史的に大変魅力のある歴史を持ってますし、地域の方もそれを大変誇りに思っておられるということも存じております。そういう点ではそういうものを本当に後世にもしっかりと伝えていくし、地域のそういった歴史なんかをしっかりと踏まえた中でこういったものをどう進めていくかというのも大変大事なことだとは思っております。

ただ、やはり一定の経費を投入して、今、話したように、要は、その後どうするかってまだ何も決まってないということであれば、何かせなあかんからするっていうことじゃなくて、本当にこれをするのでどうなるのかというところがないと、結局、支える人もいなくなってしまうということにもなるというふうにも思いますので、そこは本当にその地域の方と丁寧に協議して、悪く言えば、無駄なことにならないようにやっていただきたいというふうにそこは強く要望だけしておきたいと思います。

最後に、建設事業課長に取りあえず聞いておきたいんですけども、ここにもし将来

的に人が集まるようなぎわいのスペースというか、関係人口を増やしていく、交流人口を一定吸収するようなスペースを造っていくというふうになりますと、想定としては、あの辺に車もたくさん来ますしということになりますよね。ご存じのように、163号線の特に休日とか夕方とかすごい渋滞になってますよね。それだからトンネルなんかも造ろうとされているのかもしれないですけども、そういったことをやった場合に起こり得る交通的な安全の問題とか渋滞の問題とか、そういったことというのはどこまで想定されてやっていこうとなっているのか、その辺取りあえず今、思っていることだけで結構ですので、答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在この事業につきましては、和束町、京都府、それから国ということで、三者でいろんな協議を行っております。この関係で京都府の銭司木屋トンネルが行われるということも事実でございます。また、国土交通省におきましては、護岸を強固にするということが目的の中にあるということでございます。

今、言われるように、確かに車の問題等はあると思っております。ただ、いろいろ新名神の開通、それから名阪国道の整備に併せて163の交通の形態も今後若干変わっていくということも想定されておまして、今回ここに来られる車については全て河川敷に入れるような体制で整備を行っていきたいということにはなっております。

ただ、その関係で道路法線の修正等々の件につきましては、京都府とも十二分に協議をしていくと。それとまた併せて、出口につきましては1か所に絞り込むことによって警察との規制協議も行っていきたいということになっておりますので、その辺は三者総合で協議を進めておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

今、話を聞いていても全然イメージが湧かないんです。結局、木屋地区の実態を掲げておられると。建設課長の話を聞いていたら護岸工事だと。ところが、木津川かわの駅構想、そして、その下に観光、またはレクリエーションに関する施設として2億1,000万円を投下するというような形になっているんですけどね。昨年度当たりから新聞等にも載ってますけど、住民の方から、どうなるねん、全然分からへんと言ってますね。今話を聞いていてもイメージが全然湧かないんですね。イメージ図とか、そういうものはないんですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

村山議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的には護岸工事がまずメインになりますので、取りあえずは河川の護岸をやり直すと。この工事につきましては、あくまでも低水敷、高水敷を造るということでございます。これは出水時に上流のダムの開閉がございまして、そのときには浸かってしまったり、また平常時は水の上にあたりとかいうような形になりますので、取りあえずは護岸工事をするということが目的でございます。

護岸工事が終わって平常時に常時ある護岸ですね、その上を天端を使って何かをしたいという考え方でございます。ここに物を建てるとか、何か公共なものを置くとかいうことは一切ございませぬ。これは河川敷上できないということになりますので、想像していただくのであれば、先ほども言いましたように、例えばこの辺で言いますと樟葉のゴルフ場とか、それから枚方公園とか、ああいう河川公園ができるという形になります。平面が真っすぐになるだけということでございます。

先ほど岡本議員からもご質問がございましたけども、そこにいろんな担い手を現場に行っているイベントをやると。これは先ほど岡本議員も言われてましたけども、休日とかにイベントを開くことによって、そこに一旦集客を求めるといような考え方で動いております。

ただ、イメージ図につきましては、当初の計画時のものがございますので、必要であれば、また後ほど見ていただけるように用意します。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

何となく分かってきましたけどね、それでは、観光、またはレクリエーションに関する施設というのはどういうものをイメージされておられるのか、その辺をお答えいただきたい。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

観光のイメージでございますが、あくまでも移動式のものになりますので、持っていくとすればキッチンカーであったり、それからテントであったり、そういうところでマルシェをするとか、産物を売るとかいうことになると思います。

公共の建物があって、そこに常時展示物が並べられたり、販売物が並べられたりというようなことはできませんので、臨時的に、例えばゴールデンウィークの1週間にこういうイベントをしましょうということで、町内・町外からいろんなそういう方を集めてイベントをするとかいう形になろうと思いますので、そこはどのような形で組織をしていくのかという点については、今、検討に入っている段階でございますので、町内・町外も含めた中でスペースを有効に平常時に使いたいということでございます。

○議長（岡田泰正君）

質疑はありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第16号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第16号 木屋辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号 和束町観光案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第17号の提案理由を申し上げます。

和束町観光案内所の管理者につきましては、地域産業振興の観点や商工業の発展、まちづくりと一体となった観光地域づくりの実現に向けて、和束町商工会を観光案内所の管理者に指定したく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、議案第17号につきましてご説明申し上げます。

議案第17号

和東町観光案内所の指定管理者の指定について

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和4年3月23日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、裏面でございますが、和東町観光案内所の指定管理者の指定につきまして、

- 1 管理を行わせる公の施設の名称は、和東町観光案内所でございます。位置につきましては、和東町大字釜塚小字京町19番地でございます。
- 2 指定管理者となる団体の名称は、和東町商工会会長 井上勝司様でございます。
- 3 指定管理者となる団体の住所は、京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水16番地の1
- 4 指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

資料No.17でございますが、指定管理者となる団体につきましてご説明申し上げます。

設立年月日は、昭和35年12月17日。

設立目的につきましては、和東町の地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、併せて、社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とされておられます。

指定管理料につきましては、473万9,000円となっております。

裏面に指定管理者から提出されました申請書を添付しております。

令和4年2月28日付で提出されておられまして、添付書類としまして、指定を受けようとする公の施設の5ヶ年間の事業計画書、令和4年度から令和8年度までの事業計画書が隣のページについております。

また、続きまして、その裏面のほうに定款、また定款のあとに法人の登記簿謄本、また、その他の書類としまして、後ろのほうでございますが、平成29年度から令和3年度までの5ヶ年事業報告書を沿えて申請書がございました。

和東町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定等によりまして、令和4年度からも継続して和東町商工会に観光案内所の管理を指定いたしたく、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

2点ほどお伺いしたいんですけど、今この申請書の続きに事業計画書が添付されております。指定管理料ですね、これが473万9,000円ということで今回は上がっておるんですが、令和8年度においては533万円と増額になっております。これは利用者数が令和4年度は3,500人、令和8年度は5,500人ということで2,000人増えてるということで金額設定されたんか、その辺のことを答弁願いたいです。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

利用者の増加によりまして、やはり人件費の関係、令和4年度に比べましてだんだん伸びていくと、その対応が増えていくだろうということで、また申請書にも提案でございますように、令和7年度、8年度には観光協会の設立を目指して実施をするという計画でございますので、そういったことから、実際に今までの観光をただ単にご案内する立場から、やはり経済の活性化を図るための動きということで、施設の管理の事業費の内容でありましたり人件費が膨らんでくるという、そういった計画でございます。

ただ、単年度単年度でその事業内容を見直ししながら各年度の契約、それぞれの当初で契約を結ばせていただきますので、あくまで現時点での予算の申請の中の計画となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

今、課長のほうから言葉が出ましたけど、令和8年度には観光協会の法人設立ということで進んでいかれると思うんですけど、観光案内所と観光協会との違いというのが説明いただけたらと思うんですが。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

現在の観光案内所は、町外から来られた方がどちらの茶畑に行かれるとか、あるいは観光スポットに行きたい場合に道に迷われないような案内ということで観光案内の業務をしておりますが、観光協会となりましたら、今ですけれども、商工会のスタッフ以外に観光のガイドの会であったりとか、また活性化センターであったりとか、

全ての団体に集まっていただいて協会にして、単なる観光に来て帰っていただくだけではなくて、そこの地域にお金が入っていくような仕組み、例えば、ガイドの会がガイドをしたらその場所に連れていってもらえると。そこでガイドの会の収益にもなったり、また茶畑を所有されている方の収益にもなったりということで、住民と一体になって、地域の中に入っていけないようなところでも入っていけるような、そういう動きが可能になるかと思いますので、案内だけには終わらない。非常に幅広い農家民宿であったり、いろんなことにつながることができますので、そういった協会というのは今後必要になるかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

まず、お聞きしたいのは、一応、この報告でいえば平成29年度から令和2年度までの報告というのか、利用状況が報告されているというふうに思います。それで、いろいろコロナもありまして、当初どおりいかなかったこともあると思うんですけども、いわゆる商工会のほうに観光案内所の事業の指定管理者を任せたとのことですけども、今回も基本的に更新していくということですけども、町として指定管理をお願いする立場として、この間の観光案内所の取組についてはどのように評価されていますか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（草水清美君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、これまでの経過でございますが、お手元の資料のほう、例えば、平成29年度で観光案内所の管理業務がスタートされましたが、やはり観光案内をしていくに必要なマップの作成、和東町独自で作ってる以外のマップということで、A1サイズの

非常に大きくて、高齢者の方が道に間違われぬような非常に見やすいような地図であったりとか、あるいは住民とのトラブルを避けるために、レンタサイクルということで5台を所有されておられますが、レンタサイクルへの誘導であったり、また、情報発信ということで、Facebook、Instagramを開発されておられます。また、海外の方もコロナの前にはたくさん来られてましたので、独自で英会話セミナーを令和元年度で実施されてます。また、令和2年度は観光案内所独自のホームページも作成して、観光ということを推進されておられます。令和2年度につきましては、それぞれの茶農家でありましたり、お茶屋、また食事する場所ということで、顔が分かる、見えるような、そういった茶ムリエマップという作成もされておられます。また、令和3年度につきましては、グリーンスローモビリティということで、和東町から業務委託をさせていただいていますが、観光案内とともにグリーンスローモビリティに乗られる方への案内であったりとか、また町と一体となりまして、御茶印帳巡り、観光スポット以外の部分の町内を健康にウォーキングしてもらおうという、そういう事業も和東町地域力推進協議会と協力しながら実施していただいているということで、非常にきめ細やかな観光推進ということで協力いただいているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

この報告書を見ておまして、いわゆる実績等があるんですけども、いろいろもちろん努力いただいているということは分かるんですけども、例えば、来客数で言いますと平成29年度が全体で6,950人で、その後、平成30年度に6,342人、令和元年度に6,221人と、令和2年度はコロナが蔓延したということもあって、なかなか厳しいというのは分かるんですけども、全体的に減少傾向に、いろいろ外国人

府内府外、そのカテゴリーによって若干違いはありますけども、全体としては来客数が減少しているということがありますけども、この辺はどのように町としては考えておられるのかということをお聞きしたい。

それから、先ほど出ておりました今後の計画の中で、観光協会を設立していくということで挙げていただいているんですけども、今の活性化センターとか含めていろいろ連携していくと、組織をつくっていくということだと思っておりますけども、その辺のことというのは町としてもどういう位置づけになっているのか、また、そういったほかの観光に取り組んでおられるところとその辺は今こういうことをやっていこうということで、どこまでコンセンサスがあって一緒にやろうとなっているのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

まず、観光に関しての減少でございますが、やはりコロナの影響で減少していると。今現在、観光入り込み客数ということで令和2年までしか公表されていませんが、令和3年度を今、集約中ございまして、それによりますと、令和2年度に比べまして若干上向きになってきているという分析をしております。

ただ、本当に田舎の中で密になりにくい空間ということで、徐々に人が戻ってきます。令和3年の観光入り込み客数は令和2年度に比べまして若干増加すると、消費額も増加するというところで見込んでおります。

また、観光協会の設立に関しましては、町としての位置づけということで、やはり案内だけではなくて地域にお金を落としてもらおう仕組みということで、各種団体の方と協力していただきながら経済を活性化させるというのは非常に重要なことだと思っております。ただ、それと併せて、費用対効果も考えながら、観光客が戻ってまいり

ましたら、また、2025年の大阪万博でありましたり、ワールドマスターズゲームズ関西に非常に多くの方が来られます。そうしたことを見越した中で、地域に潤いが発生するような、そういう協会になればということで町のほうも考えているところがございます。

また、他の団体とのコンセンサスということでございますが、和東町の中で特にガイドの会ということで、いろんなところをご案内していただいている団体がございますが、非常に関心がお持ちでございます。そういったガイドの会としっかりとスクラムを組みながら、また、これからほかの活性化センター、それから農泊されている方、また商工業を営んでおられる方、全ての方とご協力いただきながら協会設立に向けて取り組んでまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

要は、今はいろいろ変わってきているかもしれないんですけども、平成29年から令和元年度あたりというのは、一定、コロナもなくて、どっちかいうたら観光客も増えてた時期だったと思うんです。そういう時期に利用としては減ってきているという傾向が見られたので、その辺どう考えておられるかということを知りたかったんですけども。もう一度聞いておきたいのは、観光案内所と和東茶カフェとか活性化センターとか、利用される方からすれば、どこに行ったら的確な情報が得られるのかということでは分かりにくい部分があるわけですね。あっちにもあってこっちにもあってというようなことがあって、観光案内所というのは、ただ案内だけでなくということなので、もちろん施設の名前自身は観光案内所なんですけど、ただ、本来は町全体の観光というものについてのセンターになるべきところだというふうに私は思うんですね。そういう位置づけの関係で言うと、実際に和東茶カフェとか活性化センターの部分の

ところとどれだけ十分に連携が取れてるんだろうかと思うんですね。

例えば、コロナの対応についても、観光案内所の対応と活性化センターというか、カフェの対応というのは違いますよね。観光案内所は緊急事態宣言が出たときは必ず閉めておられます。だけど、カフェのほうは開けておられます。要は、対応の違いと出ている中で、もちろんそれぞれがやっていることは違うわけですから、対応が違って当たり前かもしれないですけども、ただ、やはり一定の一体性というものも、観光という部分での事業でいえば大変大事だなというふうに思ってて、その辺のことを実際この間どこまで連携が取れていたのか、また、その辺の観光案内所としての本来の役割というのは一体何なのかというのが今後も大変大事だというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

観光案内所、またカフェでありましたり活性化センター全てを統一して事業を進めるというのが本来の姿でございます。今ばらばらに動いているというか、拠点がばらばらでございますが、しかしながら、観光案内所の中で全体的な和東町の直売所はここでございます。また、体験のご案内もさせていただいているということで、観光案内所を拠点として和東町全体をフィールドとして回っていただく、それが和東町の特徴的なもので、一つの場所に集約して全てを完結させるんじゃなくて、広い空間の中で観光してもらえるとということで現状動いている。

ただ、より密に連携をしながら観光業務、まちづくりを推進していくというのは重要でございますので、今後も引き続き、それぞれのお立場であるカフェであったり活性化であったり、いろんなどころと連携しながら、どういった観光行政を推進していくかというのを観光協会設立に合わせた中で再度検討していくべきだと考えておりま

すので、そのように進めたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1問だけお尋ねしたいと思います。

町長、いわゆる観光のほうの関係なんですけども、こういう形でいろいろと幅広くなってくる場合について、和東町としては観光課というものはこれから先、考えておられるのか、この点について少しお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

和東町には観光というのはなかなかなじまないというのか、割とそういうようなところはなかったんですが、しかし、景観条例とか和東町の農村空間とかこの生業、この自然やお茶の産業を生かしたりして観光に目覚めてきた。そして、先ほどもありますように、和東町の観光はこんな観光だということを内外に発信し、同時に、住民の人にも、ああ、そうなんやというところを気づいていただこうというのはこれまでの時期でありました。

先ほど課長も答弁しておりますように、観光に関わってくる、生業景観を観光の業として関わっている、その業者によって協会をつくって行って積極的につながっていく。見てもらうだけやなしに和東町の活性化につなげていかなきゃならない、そういう計画に発展させていかなきゃならない。

いわゆる和東町のこれからのまちづくりにおいても、和東町の観光というのはどんなかということ外国まで発信していきますと、業としてなり得るような状態にな

ってきますと、大きな産業構造に変わってきます。そういうことになってきますと、産業振興課とか観光課という大きな要素もありますので、観光協会も生まれてくると、やっぱりその辺をきちっと一体化していくことが大事だと思います。一日も早くそういう方向にしていくのが和東町の今後のまちづくりの一つの分野が出来上がってくると思います。

これと併せて、今、経産省がやってくれているのが、和東茶というのが地域産業に指定していただいています。そういう意味で、これも地域ブランドとして確立させていく。そして、和東町の生業景観、生業そのものを観光に引っつけて、そしてこれから和東町固有のこういう観光というふうに発信して計画的に持っていこうと思えば、今、井上議員が言われますように、将来これに向けてこうやっていくんだというきちっとした理念を行政というのは持たなきゃならない。そうなってくると、今、言われるように、一日も早い設置に向けて取り組んでいくと、こういうことであると思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

今お聞きしていると、結局、今、行われていることは、最終的には観光課のほうに向けて行っている過程の一つであるというふうに考えてよろしいかと思えますけれども、これでよろしいんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今の和東町の組織機構を見ていただきますと、人口規模とこの中でそういう体制を設けてというのは、職員体制からいろいろな組織からにおいても、正直、その維持するのに大変なんですね。だから、そういう維持ができるような状況を一日も早くつく

る、これが今の取組であると。

まず、前座として、業者間でこの環境を意識して、そして観光に取り組んでもらえる、そして積極的に大きな産業になっていく、そういう業者の主体的な協会が出来上がるというのはまず第一でありますので、それが出来上がってくると一緒に上がってくるのかなというように思います。

今のところは、人口が減ってくる中で和東町の組織に人を置くのは大変です。だから、今、兼務というか、係ということで、その辺を担当している職員を兼務で置いておると、こういうことでございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

よく分かりました。

一応、過程の一つであるということがこれで分かったわけなんで、これからもやはり観光についても皆さん取り組んでいただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第17号 和東町観光案内所の指定管理者の指定について、原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第17号 和東町観光案内所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時55分まで休憩いたします。

休憩（午前10時43分～午前10時55分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第18号 和東山の家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第18号の提案理由を申し上げます。

和東山の家の指定管理者期間が令和4年3月31日に満了いたしますので、その管理者として、一般財団法人和東町活性化センターを引き続き指定いたしたく、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

それでは、私のほうから、議案第18号についてご説明をさせていただきます。

議案をお開きくださいますようお願いいたします。

議案第18号

和東山の家の指定管理者の指定について

別紙のとおり、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和4年3月23日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきますようお願いいたします。

和東山の家指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称 和東山の家

位置 和東町大字白栖小字猪ケ口24番地の3

2. 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人和東町活性化センター 代表理事 奥田 右

3. 指定管理者となる団体の住所

京都府相楽郡和東町大字白栖小字大狭間35番地

4. 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

右側の資料No.18でございます。

指定管理者となる団体の概要についてご説明させていただきます。

1. 設立年月日

平成24年4月2日

2. 設立目的

この法人は、和東町内の住民の交流活動及び和東町地域外住民との交流活動を推進することにより、コミュニティの形成を図るとともに、スポーツの振興、青少年の健全育成、特産品の開発・普及を行い、これからの活動を通して観光

産業の振興を図り、もって活力ある地域社会の創造と住民福祉の向上に寄与することを目的とされております。

3. 指定管理料

なしでございます。

おめくりいただきますようお願いいたします。

次ページ以降につきましては、令和4年2月24日付、一般財団法人和東町活性センターより申請のありました指定管理者指定申請書の添付書類として提出をいただきました書類でございます。

令和4年度事業計画書、令和5年度事業計画書、おめくりいただきまして、令和6年度事業計画書、次に、令和4年度から令和6年度までの収支予算でございます。

おめくりいただきまして、次ページ以降につきましては定款をつけさせていただいております。そして、定款の次には登記簿の謄本の写しを添付させていただいております。

一般財団法人和東町活性化センターを指定管理者として指定いたしたく、ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回、山の家、いわゆる和東荘の関係の指定管理について申請されているんですけども、山の家につきましては、令和2年度にコロナが蔓延していく中で、緊急事態宣言等の休業であるとかも含めて、その年に1,500万円の町からの直接支援というのありましたし、また、令和3年度におきましても、当時、緊急事態宣言等もある中で、再び休業という状況もあったと思うんですけども、実際にこの間の山の家

経営状況についてどのように把握されているのか、実際どのような状況にあるのか、その辺、説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岡本議員のお話にございましたとおり、この2年間、コロナの関係で非常に厳しい経営をされているところであります。令和2年度につきましては、売上合計といたしまして1,200万円、令和3年度につきましては見込みでございますが、1,350万円を見込まれておられる状況でございます。やはりコロナ禍ということで、コロナ前に比べますと大変状況は厳しい中、人件費を削減するなど工夫をされて、現在、経営をされているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

コロナ禍の中でと言われながら、そういう宿泊であるとか、観光そのものがインバウンドも含めて大きく後退していく中で、大変厳しい経営にあるということは察するわけですが、その中で、今、人件費等の削減も含めて対応されているという話もありましたけれども、この間、1,500万円を令和2年度に投入した際は、いわゆる地元雇用の方が支えておられるということもありますので、雇用を守るという点でもそういったことも必要だというふうには思っていたわけですが、実際この間の厳しい状況の中で、山の家運営に携わるアルバイトの人も含めて、雇用というのはしっかり守られているんでしょうか。また、その辺の雇用環境というのが守られて、実際、コロナでもし減収であるとか休業であるとかということがあった場合には、国の制度も含めて対応されているんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の雇用の状況でございますが、マネジャー1名、料理人1名、また臨時雇用といたしまして約10名のスタッフにより運営をいただいております。令和2年度までにつきましては、料理人2人体制でやっておられたところでございます。

コロナの雇用調整助成金など、給付金等につきましてもきっちりと申請はされているところでございます。給付金といたしまして、令和3年度につきましては500万円ほどの実績を見込んでおられるということ聞いております。

雇用の関係につきましては、サービス業ということもでございます。お客様相手となり、スタッフの方々に厳しく指導されているということも聞くことはございますが、マネジャーをはじめ活性化センターの事務局次長を中心に頑張っているところ聞いています。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

代表理事を務めておられます副町長にお聞きしておきたいんですけども、いろいろと厳しい中で経営もされているというふうに思うんですけども、ただ一方で、この間、マネジャーが交代されるであるとか、また、料理長等の交代であるとか、そういったことも結構起こっているということも聞いておりますし、また、雇用に関して様々ないろんな声も聞いているところなんですけども、そのあたり、そういう中で、もし仮に不協和音であるとか、いろんなものがあつた場合は、接客業ですから、どうしても利用者の方に感じ取られるようなことにもなります。また、和東の山の家のような雰

困気というか、評価にも、対応にも出てくるということがありますから、そこについてのしっかりとしたマネジメントというのも大変必要になっていると思うんですけども、その辺のスタッフの労働環境も含めてですね、十分に気持ちよく働ける、連携できる対応になっているのかどうか、その辺、代表理事としてはどのように評価されますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

まず、経営関係なんですけれども、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、コロナ関係で昨年も2回の緊急事態措置が出ております。そういったことで、山の家が休館することになるということで、せっかく予約を入れていただいた方々がキャンセルしなければならないといった状況が起こってまいりました。そういった中で、サービス業ですので、先ほど言われましたように、サービスの質は高く、経費はそれなりに抑えていかなければならないといったことが起こってまいります。そういった中でマネジャーと働いていただいている雇用の方、そこら辺のコミュニケーションというのは十分取っていかねばならないということで、令和4年度の当初予算を組むときにもマネジャーと活性化の総括しております次長がおりますので、その3人と打合せをさせていただきまして、そこら辺は気持ちよく働いていただけるようにコミュニケーションを十分図ってくれということは伝えておりますので、今後そのような中でサービスの提供に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

最後に、農村振興課長にもう一度お聞きしておきたいんですけども、いわゆる山の家自身は活性化センターが指定管理する以前から直接的に運営をされてきたという経過はありますけども、ただ、やはり今回、町として指定管理を行うという関係にもあります。

そういう意味では、町として山の家自身の経営状況であるとか、また、その中で働いておられる方のいろんな声であるとか、状況であるとかいうのも適正に把握して、指定管理をする側としては、いろいろな不具合等があるのであれば適正に指導できるということが大変求められているというふうに思うんですね。

ですので、この間、山の家の関係だけじゃありませんけども、活性化センター等の事業に関わって、担当としては農村振興課ですけども、十分にその内容について把握されているのかどうかというのでは大変疑問を感じるころもございます。そういう点で、今後、指定管理者を指定するものとしてそういった事業について最低限しっかりと把握をして、指定管理者が適正に事業を行うように町としてもしっかりと指導できるような状態を持っていただきたいというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

はい、岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

山の家の指定管理につきましては、先ほどございましたとおり、従前から活性化センターにつきましては平成24年度の一般財団法人以降お世話になっているところでございますが、やはり活性化センターにつきましては地域住民と協働で取り組む諸活動を通して観光の振興を図るということで、地域社会の向上に貢献をいただいている団体と認識しております。

そのような活性化センターのほうと日頃の業務につきまして連携が取れてないとい

うご指摘でございますが、担当課といたしまして、さらなる密な連携に努めるとともに、何か諸問題が起こった場合には一体となって取り組むべきと考えるところでございます。

住民の皆様が、また町外から来ていただくお客様が、来てよかったなど思っていたような施設になればと思うと同時に、それに事業を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第18号 和東山の家の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第18号 和東山の家の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第19号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第19号の提案理由を申し上げます。

湯船マウンテンバイクランドについては、ワールドマスターズゲームズ2021関西のマウンテンバイク競技に向けて、大会終了日となる5月16日まで、株式会社湯船を指定管理者として施設の管理及び運営を行ってまいりました。

しかしながら、ワールドマスターズゲームズ2021関西が、新型コロナウイルス感染症の影響により再延期が承認されたことから、現在の指定管理期間である「令和元年7月1日から令和4年5月16日まで」を「令和元年7月1日から令和4年3月31日まで」に変更したく、今回提案させていただいた次第でございます。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、議案第19号のご説明を申し上げます。

湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更に
ついて

別紙のとおり、指定管理者の指定の期間を変更したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和4年3月23日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更につきましてご説明申し上げます。

1 管理を行わせる公の施設の名称 湯船マウンテンバイクランド

位置 和東町大字湯船小字藪田103番地及び同103番地の1

2 指定管理者となる団体の名称 株式会社湯船 代表取締役 田中 功

3 指定管理者となる団体の住所 京都府相楽郡和束町大字湯船小字五の瀬 2 5
0

4 指定の期間 「令和元年7月1日から令和4年5月16日まで」を「令和元年7月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

資料No.19でございますが、指定管理者となる団体の概要でございます。

設立年月日は、平成29年7月24日に設立されました。

設立目的としましては、この法人は、急激な高齢化が進行する湯船地区において、湯船地区の活性化すなわち住民生活の安定や移住・定住促進による人口増を達成するという公共性、公益性を有しつつ、従来の組織ではできない新規事業をスピード感と経営感覚をもって実行することを目的とし、地域住民及び区の完全出資により設立された会社でございます。

めくっていただきまして、指定の期間を変更したい理由でございます。

先ほどの町長の提案理由と重複してしまいましたが、湯船マウンテンバイクランドにつきましては、ワールドマスターズゲームズ2021関西のマウンテンバイク競技に向けて、施設の管理及び運営を安定的かつ継続的に行うため、大会終了日となる今年の5月16日まで、株式会社湯船を指定管理者として施設の管理及び運営を行っていただいております。

しかしながら、ワールドマスターズゲームズ2021関西が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年11月15日に国際マスターズ協会総会で再延期が承認されました。

こうした状況の中で、株式会社湯船より契約期限を令和4年3月31日までとする短縮の申出がございました。協議の結果、現在の「令和4年5月16日まで」を「令和4年3月31日まで」に変更したく提案させていただいたものでございます。

隣のほうにマウンテンバイクランドの令和元年度・令和2年度の実績と令和3年度の現在の予算の計画をつけております。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

この指定管理者におきましては、湯船マウンテンバイクランドの維持にこれまで株式会社湯船のほうでご努力いただいて管理をしていただいたということで、そのことにつきましては敬意を表したいというように思っております。ただ、これからワールドマスターズゲームズが延期になって、それまでの間、マウンテンバイクランドの維持であるとか、また、それ以降につきましてもやはり維持していかないといけないということもあるかと思いますが、そのあたりの指定管理者が変更になる部分の次の指定管理者の検討とか、そういったところの考え方を教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、高山議員のご質問にお答えいたします。

これまで株式会社湯船ということで、非常にご努力、お力添え賜りまして、運営管理ということでしていただきました。ただ、株式会社湯船も高齢化されてまいりまして、非常に維持管理が厳しいという状況の中で、ワールドマスターズゲームズが再延期されたことから、一定、今月末をもって指定管理を退きたいというお申出がございました。

町としましては、本当に引き続き管理運営をお願いしたかったんですけども、やむなしということで、ただ、この指定管理につきましては、管理をする以上は、住民また利用者のサービスの向上、また管理を町が直営執行するよりも経費が節減されなくてはならないという物的なものであったり人的な部分というのは、非常に有効また

活用できるような、そういう指定管理者でなければならないということで考えておりました。

しかしながら、やはり株式会社湯船以外ですが、木の倒木の伐採でありましたり、水もございませぬので、水の管理でありましたり、地域の実情全てを網羅した中で、ほかの他府県とか他町村からの指定管理を一般公募するというのは非常にふさわしくないだろう。町内の中でそういった団体も非常に難しいということで、指定管理ではなくて、令和4年度につきましては町が直営で維持管理をしていかないといけないという形になっております。

また、維持管理は、草刈りとか、そういったものもございませぬが、運営に当たりましては、これまでの考え方は平成24年にマウンテンバイクを開始・着工しまして、これまでワールドマスターズを目的にということで機運醸成を図る、また、湯船マウンテンバイクを知っていただくということで、誘客促進ということで運営の中で委託していた部分がありましたが、一定、周知も図られている、またワールドマスターズが比較的長期に再延期される見通しの中で、今まで専門的なスタッフを常時つけて置いているという、そういう管理運営をしておりましたが、なかなかその部分を町が直営で絶えず置いているというのは非常に難しいかなと思っております。だから、運営の方法も考えていかないといけない、そういったことから、今後の方針としましては、今は一般の方でもどなたでも入っていただけるようにスタッフも置いておりますが、団体とか一定そういった専門の指導できる方も含めた団体の予約でもって運営をするという考え方を検討しているところでございませぬ。

一般の方のご利用につきましては、令和4年度で初心者スクールということでスクールの開催とかも予定しております。また、令和4年度の中で一定どなたでも利用していただけるように専門スタッフを置いた中での集客啓発イベントというのも引き続きワールドマスターズに向けて年に一度はさせていただきたいと思っておりますので、少し考え方を考えていかないと、やはり施設の維持管理運営にますます費用がかさば

ってきますので、他市町村の例も参考にしながら運営の方法も変えていきたいなと思っていますところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

運営につきましては、今ご答弁いただいたような団体であるとか、そういったところにもお願いするというのは可能かなと思うんですが、やはり一番大変なのはマウンテンバイクランドの維持管理だと思うんですね。ですから、そこにつきましては、地元の山の慣れた方でないとなかなか代用できないところもございますので、そこにつきましては、やはり早い時期に適切な団体なりというところを見つけていただいて、せっかくできたコースですから、今後もそうした管理が継続して行われるようにしていただけたらと思いますので、そのあたりよろしく願いします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、年度末で指定管理者の期間を変更するという事で、その辺についてはお話がありましたので、今後どうするかということも基本的にはまだ何も指定されていないわけですから、町が責任を持つ以外ないというふうに思うんですけども、マウンテンバイクランドだけじゃなくて森林公園全体として、町としてどう位置づけていくのかということがこれを機会に問われているんじゃないかというふうに思います。

私のほうからはこの機会にちゃんと聞いておきたいんですけども、特にこの1年ですけども、いろいろ指定管理の方と実際にマウンテンバイクの技術的な部分でのコースの関係とか、その辺をメンテされている方との関係でいろいろなトラブルがあった

というふうに伺っております。それで、11月末、大きい大会をされましたね。その直後の12月2日にたまたま私、SNSで見ていたときに、湯船のマウンテンバイクの技術的な運営的な部分でされてる方の発信としてこういうような発信があったんですね。

突然、指定管理者により閉鎖になるらしい。連絡は12月1日に突然入りましたということがあって、もう終わりだというようなことが発信をされました。私も大変驚いたので、町のほうにもお話ししたというふうにも思うんですけども、12月2日以降、この方がSNSへの発信を繰り返し行われて、12月17日に和束町で湯船問題に関する協議を行ったと。その中で通常営業を早期に再開するために協力して当たることが確認されたということで、一定の方向が出されたというようなことがここでも出されているんですけども、その間にいろんなことが様々なこの間の経過について発信をされております。私もこの間、その辺どうなっているのかということでもう少し詳しい報告を町のほうからもされるように要望しておりましたけども、残念ながら、そういった報告はされてないんですね。

要は、この前ちょっとした通知のような紙を頂きましたけども、この間、何が起こっていたのかということが全く何も報告されないというのは、基本的に公的な場所、税金を使って運営をしている、そういう場所がいろんな問題があればですね、やはりちゃんと住民に報告する、説明するっていうことが基本だというふうに思うんです。そういう点で、この12月2日にこういった投稿がされた以降、12月17日に一定の方向が出されるまでに一体どういう議論があったのか、何があったのかについて説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

ただいまのご質問の件でございますが、11月の末にCJ1大会という大きな大会がございました。その後でございますが、株式会社湯船のほうから今後の運営が非常に厳しいということでお話をいただきましたので、地域力推進課としましては、一応、運営を委託しております代表の方にお話をさせていただきたいと、その中で休園の可能性も出てきているということで、それは協議の中の話のやり取りでございました。その内容を直接SNSで発信されたということでございます。それで大きな問題となったと。町と運営事業者の間で委託契約を結んでおります。その中に機運醸成のためのSNSの情報発信というのは契約の中に謳っておりますが、混乱を招くようなSNSの発信は契約違反であるということで町のほうからお話をしたいと、その中のお話の中で休園という方法も考えられないかなということも検討したわけでございます。時間が非常になかったものですので、そういったことを本当に審議違反ではないですけども、ほかの利用者に混乱を招くようなことがあってはならないということで、和東町のほうに来ていただきましてお話をさせていただきました。

また、町としましては、混乱を招いてしまいましたので、その後、和東町のホームページでいろんな混乱が招いておりますが、そんなことはないですと。また、通常のオープンに向けて、もし、できなかった場合は町のほうからも利用者のほうにご連絡もさせていただきましたし、その対応はさせていただいたつもりでおりますが、運営に当たりまして、本来、事業者とトラブルがないように進めていかないといけなかったものですけれども、コミュニケーションが非常に不足していたということで私のほうも反省しておりますが、トラブルを招いてしまったと。しかしながら、話をさせていただいた中でご理解いただきまして、一定、1月の末頃から2月にかけてメンテナンスも始まり、3月から快く、気持ちよくオープンしていただいておりますので、そういった意味で、やはりコミュニケーション不足であったということは私のほうは反省しておりますが、混乱を招いたことには間違いございませんでしたので、町のホームページ、またご利用の皆さんに向けて1件ずつ、そのときに使えなかったお客様に

つきましてはお電話させていただきまして、事の次第を説明させていただいたという状況でございました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、コミュニケーション不足というふうに言われましたけども、11月末にそれだけ大きなイベントをされた直後にこういうような話になってしまうというのは、事業者としてどういう連携をされていたのか。例えば、もし、そうであるならば、休園しなくちゃならないほど厳しいんだということはもっと以前から分かることですよ。

私、これを見た後ですね、私のところまでいろんなつてを通じて、一体どうなっているんだという話があるわけですよ。それぐらい拡散していたんですね。その間でも私、見ておりましたけども、町のほうからの確な情報発信というのは本当に遅かったと思うんですよ。だから、そういう意味でも、指定管理をされるという意味での能力というのが大変適切でない部分があるんじゃないかと思わざるを得ない状況がありました。

私、確認だけしておきたいんですけども、いわゆるSNSで発信された運営会社の方が12月2日に閉鎖になるというようなことを発信された後、いわゆるこの間、特に1年間にあったことをかなり詳細に発信されております。一々逐一御存じだと思いますから、こうだ、ああだとは言いませんけども、報告されている内容という、いろいろ起こってるトラブルですね、こういったことってというのは、いわゆるどういう発信が適切だったどうかは別にしまして、この内容そのものは事実なのかですね。町としてこの1年間にわたっていろんなことが起こっていたらしいですけども、どこまで把握されていたのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

SNSの発信につきましては、その都度、和東町のほうでも把握しておりました。ただ、その内容としては事実でございますが、その中にそれぞれの感情が入ってしまいますので、お互いの思いが十分伝わっていない。これまででしたら指定管理者と運営の事業者ということで、ずっと同じ方でしたので、区長が株式会社湯船の代表の方と一緒にあって円滑に動いていたというところで、ずっとあうんの呼吸じゃないですけども、進められていたかも分からないのですが、ただ、やっぱり体制も変わりました、本来の姿というのを一度見直した中で、ここはこうではないか、こうしたほうがいいんじゃないかとか、やはり考え方をもう一度見直しするというのも本当に大事なことでございますので、一定、そのお言葉をいただいた中でしっかりと真剣に受け止めていただけたらいいんですが、前はこうだったからこうではないという、分からないような説明になってしまいますが、運営事業者のほうで今までと同じようなことを望むとか、そういったのはおかしいかなど。全て体制も変わっておりますし、町の体制も変わってます。株式会社湯船の体制も変わってます。そういった中で、やはりじっくりとお話をしながら進めないといけないところが思い込みで、運営事業者が一番よく知っておられますので、そういった意味では町が中の仲介であったりとか主体になって動かないといけないような、そういう内容が十分な調整ができなかったというのが本当に原因かなというところで反省しているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

例えば、湯船の側のほうも体制が変わったりとか、町のほうも体制が変わったとか、いろんなことがあったにしても、ただ、ここに書かれたことは事実だというふうに言

われましたよね。いろんな感情が入っているのは確かだけでも、こういうことをされました、ああいうことをされましたということ自身は事実だということになれば、いわゆるそのことそのものが一つの事実であれば、行為としてはかなり法的にいろいろ言われてもおかしくないようなこともあるわけですよ。出るところ出ましようかって言われたら、結局それは太刀打ちできないような中身もありますし、いろいろお互いそれぞれが努力されて何とかこれをちゃんとしようということでも努力されてるといことは分かりますけども、ただ、これが本当に事実だということだったら、それを実は把握されてたというんだったらね、なぜ、町としてちゃんと是正されなかったのか。

指定管理をお願いしている、要は、公のスペースを本来は町がすべきだけでも、そちらにお願いしますということでやってると。だけど、そこでいろんなことが起こったら、指定管理者を指定した立場としてちゃんと迅速に是正すると、指導するということが町として求められたというふうに思うんですね。けども、それがちゃんとされてないと。町としては見過ごしておられたんですか。こんなこと起こってるなと思ったけど、要はずっと是正されないままいってましたよね。だから、12月に爆発したようになると思うんですよ。その間、町としてどういう指導をされてきたのか。ちゃんとするように対応されていたのか、町長はその辺をどのように把握されていたんですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員からいただきました質問は非常に細かい内容でありますので、私の基本的な考えを申し上げておきます。

今回は公設で持っておったんですが、ワールドマスターズが近づいてきますから、そういったことの知った人、競技会のメンバーなり、そういう専門の方が入っていただいて、マウンテンバイクの細かい内容は分かりませんので、大会の成功に向けて知

れた人にやっていただくということで、事業内容、運営委託をしている面があります。施設の指定管理者は株式会社湯船にお願いしています。この機会にまちづくりの発展につながることで、そして、関西ワールドマスタースが成功に終わること、この方法が一番大事だと思って、今、課長が答弁しておりますように、競技会の協会に入っておられるメンバーにやっていただくと。具体的な内容を細かく言われておりますので、担当課長から答弁したとおりにだと思いたしますが、委託契約の中で運営していく。委託契約を受けられたとしたら、その成功に向けて対等で契約しているわけですから、その方向でやると。もしくは、そこで疑義が生じることであるんだとしたら、その委託先とも話し合いをきっちりすると。そして、いろいろとやっていくというのが本来であろうが、お聞きしますと、一方的な内容だというふうに思います。その一方的なことを今、課長がいろいろと細かく当たってもらっていますので、非常に細かく説明させていただきました。

いずれにいたしましても、課長の言うとおりに、その方と話し合いがきちっとできてなかったのかな。そういうところは課長も反省して、契約の相手方ですので、契約の内容等について十分これから説明していきたいと、こういうことであると思います。

今回、私もこの話を聞きまして、一方的な考えで行為をされておるといのは非常に残念なことでありますが、これは課長の言うコミュニケーション不足というか、その辺のところは課長も反省しなきゃならないと、こういうことでありますので、いずれにいたしましても、いい方向になるように努力していくのが大事だと思っておりますので、こういった機会を今後の教訓にして、ぜひとも町の発展、地域の発展、そしていろいろ大会の成功、よりよく進んでいくようにこれからもやっていきたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第19号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更について、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第19号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時42分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第20号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第8号）、議案第21号 令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第22号 令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第23号 令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上4件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第20号から議案第23号の提案理由を申し上げます。

議案第20号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第8号）は、飲食店等への

緊急事態措置協力金に係る市町村負担金や「すこやかエンジェル基金」

への積立て、また、各事業の完了・精査に伴う減額等において、

議案第21号 令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、地

方公営企業法適用支援業務に係る債務負担行為の補正及びそれに伴う
予算の減額等において

議案第 2 2 号 令和 3 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、簡易
下水道事業特別会計と同じく、地方公営企業法適用支援業務に係る債務
負担行為の補正及びそれに伴う予算の減額等において

議案第 2 3 号 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、保険事
業勘定における居宅介護サービス給付費の増額及び施設介護サービス
給付費の減額等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第 2 0 号の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 2 0 号

令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 5 4 0 万円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 億 3 , 5 3 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月23日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

11款地方交付税、17億3,741万2,000円、62万4,000円、17億3,803万6,000円。

13款分担金及び負担金、7,435万2,000円、△110万1,000円、7,325万1,000円。

14款使用料及び手数料、2,901万4,000円、△30万円、2,871万4,000円。

15款国庫支出金、6億2,706万4,000円、△3,880万4,000円、5億8,826万円。

16款府支出金、1億9,608万4,000円、△2,269万9,000円、1億7,338万5,000円。

18款寄付金、50万1,000円、63万円、113万1,000円。

19款繰入金、7,363万1,000円、△5万円、7,358万1,000円。

21款諸収入、3,776万5,000円、△340万円、3,436万5,000円。

22款町債、4億3,920万円、△4,030万円、3億9,890万円。

歳入合計、37億4,070万円、△1億540万円、36億3,530万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

1 款議会費、5,360万4,000円、△51万円、5,309万4,000円。

2 款総務費、5億8,896万6,000円、△2,143万2,000円、5億6,753万4,000円。

3 款民生費、9億2,708万7,000円、△1,207万1,000円、9億1,501万6,000円。

4 款衛生費、5億3,291万1,000円、15万3,000円、5億3,306万4,000円。

5 款農林業費、1億3,523万2,000円、△1,010万円、1億2,513万2,000円。

6 款商工費、1億2,234万円、△729万4,000円、1億1,504万6,000円。

7 款土木費、5億7,518万6,000円、△4,902万5,000円、5億2,616万1,000円。

10 款災害復旧費、2,088万3,000円、△512万1,000円、1,576万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

第2表 繰越明許費の説明を続けさせていただきます。

款、項、事業名、金額の順に説明申し上げます。

2 款総務費、3 項戸籍住民登録費、社会保障・税番号システム整備事業、27万2,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、425万5,000円。

同款、同項、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、961万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道維持補修事業、8 2 3 万円。

同款、同項、町道整備事業、1, 0 0 0 万円。

同款、同項、橋りょう長寿命化修繕事業、1, 8 0 0 万円。

同款、同項、祝橋整備事業、2 億 3, 1 6 7 万 7, 0 0 0 円。

同款、同項、町道撰原下島線拡幅改良事業、4, 0 0 0 万円。

同款、同項、町道舟尾八王寺線改良事業、2, 5 0 4 万 6, 0 0 0 円。

同款、3 項河川費、河川浚渫事業、1, 0 0 0 万円。

同款、同項、河川護岸整備事業、5 2 2 万円。

8 款消防費、1 項消防費、小型動力ポンプ付積載軽消防自動車整備事業、6 0 0 万円。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、2 5 0 万円。

同款、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、7 0 0 万円。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、第 3 表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、3, 5 0 0 万円、証書借入又は証券発行、年 5. 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。補正後の限度額でございますが、2, 0 8 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前の起債の方法、利率、償還の方法と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、補正前の限度額、補正後の限度額の順に説明を続けます。

すこやかエンジェル積立事業（過疎対策）、770万円、2,190万円。

和東保育園改修事業（過疎対策）、4,650万円、4,240万円。

和東保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、1,440万円、1,310万円。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、410万円、230万円。

町道整備事業（過疎対策）、2,000万円、1,000万円。

舗装維持管理事業（過疎対策）、210万円、0円。

1枚おめくりいただきまして、祝橋整備事業（過疎対策）、1億4,820万円、1億3,260万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、2,310万円、1,980万円。

町道舟尾八王子線改良事業（過疎対策）、1,600万円、1,980万円。

災害復旧事業、930万円、340万円。

補正前の限度額、計でございますが、3億2,640万円、補正後の限度額の計でございますが、2億8,610万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書 令和3年度和東町一般会計補正予算（第8号）、資料No.20に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

なお、歳入からでございますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額△263万8,000円。これにつきましては、1節公共土木施設災害復旧費負担金、道路橋りょう災害復旧費負担金の減額でございます。

同款、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額△1,521万2,000円でございます。主なものにつきましては、1節社会福祉費補助金で△1,257万円、

このうち住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金△1,160万円となっております。

また、2節児童福祉費補助金で△264万2,000円、こちらにつきましては、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（高校生等就学応援）補助金でございます。

同款、同項、4目土木費国庫補助金、補正額△1,860万8,000円でございます。3節道路橋りょう費補助金といたしまして、主立ったものにつきましては、社会資本整備総合交付金（道路）分で△1,845万4,000円となっております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、△567万9,000円でございます。こちらにつきましては、1節総務管理費補助金ということで、きょうと連携交付金（行政情報ネットワーク事業）の減額分でございます。

同款、同項、2目民生費府補助金、補正額△286万8,000円。こちらにつきましては、1節社会福祉費補助金、主立ったものにつきましては、きょうと連携交付金（総合保健福祉施設整備事業）、△212万7,000円でございます。

同款、同項、4目農林業費府補助金、補正額△470万1,000円。こちらにつきましては、主なものが1節農業費補助金で△466万5,000円、このうち共同製茶等省力化推進事業補助金△306万5,000円でございます。

同款、同項、5目商工費府補助金で補正額が参加259万円でございます。1節商工費補助金で、主立ったものにつきましては、きょうと連携交付金（マウンテンバイク活用促進事業）△165万6,000円となっているところでございます。

同款、同項、6目土木費府補助金で補正額が△650万円でございます。こちらにつきましては、2節道路橋りょう費補助金、きょうと連携交付金（町道維持修繕事業）の減額でございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、△340万円でございます。こちらにつきましては、2節雑入、建物災害共済保険料△250万円が主な内容でございます。

2 2 款町債、1 項町債、1 目総務債、補正額が△1,420 万円。こちらにつきましては、1 節総務管理債で過疎対策事業債（路線バス維持管理事業）△1,420 万円。

同款、同項、2 目民生債、増額の880 万円でございます。こちらにつきましては、2 節児童福祉債ということで、過疎対策事業債（すこやかエンジェル基金積立事業）に係る部分1,420 万円でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

同款、同項、6 目土木債、△2,900 万円でございます。こちらにつきましては、1 節道路橋りょう費、主な内容につきましては、過疎対策事業債（町道整備事業）△1,000 万円、同じく過疎対策事業債（祝橋整備事業）△1,560 万円が主な内容でございます。

同款、同項、9 目災害復旧債、補正額△590 万円でございます。1 節農林業施設災害復旧債で△250 万円。内訳といたしまして、農業用施設災害復旧債△120 万円、農地災害復旧事業債△130 万円。

併せまして、2 節公共土木施設災害復旧債では△340 万円。内訳といたしまして、道路災害復旧事業債△190 万円、河川災害復旧事業債△150 万円でございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

歳出につきましても、主な内容のみの説明とさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額△320 万円でございます。こちらにつきましては、1 2 節委託料△220 万円、電算仮想化基盤更新業務委託料△220 万円でございます。

同款、同項、2 目企画費、補正額△394 万6,000 円。こちらの主な内容につきましては、1 8 節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援補助金△10

0万円、わくわく地方生活実現移住支援金△200万円となっているところでございます。

同款、同項、12目交通対策費、補正額△1,414万1,000円でございます。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、路線バス運行維持補助金△1,414万1,000円でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額△281万9,000円。こちらの主な内容につきましては、1節報酬等で会計年度任用職員に係ります報酬でございます。

同款、同項、3目老人福祉費、補正額が△232万7,000円。こちらの主な内容につきましては、27節繰出金△186万8,000円、介護保険事業勘定繰出金でございます。

同款、同項、55目住民税非課税世帯等臨時特別給付費、△1,160万円でございます。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、住民税非課税世帯等臨時特別給付金でございます。

同款、2項、1目児童福祉総務費、補正額増額の1,168万6,000円。主な内容につきましては、18節負担金補助及び交付金で△220万1,000円。こちらの内訳につきましては、高校生等就学応援給付金△245万円。

また、24節積立金として1,420万円。こちらについては、すこやかエンジェル基金積立金でございます。

同款、同項、3目保育所費、補正額△545万4,000円。12節委託料で和東保育園耐震補強及び改修工事設計業務委託料545万4,000円の減額となっております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、4目茶業振興費、補正額△530万1,000円。1

8節負担金補助及び交付金ということで、主な内容につきましては、茶園環境改善事業補助金△176万円、共同製茶等省力化推進事業補助金△337万2,000円となっているところでございます。

同款、2項林業費、2目林業振興費、補正額△400万円でございます。主な内容につきましては、12節委託料△317万1,000円、湯船森林公園等管理委託料△107万8,000円、湯船森林公園美化事業委託料△83万6,000円、湯船森林公園使用料等徴収事務業務委託料△120万円が主な内容でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、補正額△585万5,000円でございます。主な内容につきましては、1節報酬ということで会計年度任用職員△119万円。12節委託料で△277万円、このうちマウンテンバイクランド指定管理委託料△192万3,000円が主な内容でございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、補正額△4,897万1,000円でございます。主な内容につきましては、19ページ、20ページでございますが、14節工事請負費で△3,000万円、21節補償補填及び賠償金で補償金として△1,836万8,000円を計上させていただいております。

なお、21ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいております。後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

なお、特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第21号、第22号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 21 号

令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,000 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,370 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 23 日提出

和束町長 堀 忠雄

1 ページおめくりください。

第 1 表でございます。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順でご説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、7,799 万 8,000 円、△4 万円、7,795 万 8,000 円。

2 款分担金及び負担金、1,772万6,000円、3万7,000円、1,776万3,000円。

3 款国庫支出金、266万7,000円、△189万7,000円、77万円。

9 款町債、1,510万円、△810万円、700万円。

歳入合計でございますが、2億370万円、△1,000万円、1億9,370万円。
歳出でございます。

1 ページおめくりください。

こちらも款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1 款総務費、7,972万9,000円、△1,000万円、6,972万9,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第2表 繰越明許費

款、項、事業名、金額で説明させていただきます。

2 款施設費、1 項施設費、町道舟尾八王子線道路拡幅改良工事に伴う水道管布設替事業、981万1,000円。

2 款施設費、1 項施設費、町道鷺峰山線祝橋架替工事に伴う水道管布設替事業、500万円。

おめくりください。

第3表 債務負担行為補正でございます。

1. 変更

事項：地方公営企業法適用支援事業、変更前、期間：令和3年度から令和5年度まで、限度額：1,680万3,000円、変更後、期間：令和3年度から令和5年度まで、限度額：2,494万3,000円。

おめくりください。

第4表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で説明させていただきます。

公営企業会計適用債、810万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後でございます。

限度額0円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

計810万円でございます。

それでは、予算に関する説明書 資料No.21のほうで主なもののみ説明させていただきます。

こちらも同様、総括は省略しまして、5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設費国庫補助金でございます。生活基盤施設耐震化等交付金△189万7,000円でございます。

9款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、公営企業会計適用債として△810万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

おめくりください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。12節水道施設台帳システム構築事業委託料として△186万円、地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料で△814万円でございます。

以上が簡易水道事業の補正でございます。

議案書にお戻りください。

それでは、議案第22号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第22号

令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,780万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月23日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表でございます。

こちらも同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

5 款繰入金、1 億 5,227 万 9,000 円、△10 万円、1 億 5,217 万 9,000 円。

8 款町債、6,260 万円、△670 万円、5,590 万円。

歳入合計でございます。2 億 7,460 万円、△680 万円、2 億 6,780 万円。

おめくりください。

歳出でございます。

こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、3,522 万 3,000 円、△675 万 4,000 円、2,846 万 9,000 円。

2 款管理費、6,889 万 8,000 円、△4 万 6,000 円、6,885 万 2,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第 2 表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額でご説明させていただきます。

2 款管理費、1 項施設管理費、処理場内設備更新事業、449 万 1,000 円。

2 款管理費、1 項施設管理費、町道鷺峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備事業、1,708 万円。

おめくりください。

第 3 表 債務負担行為補正

1. 変更

事項：地方公営企業法適用支援事業、変更前、期間：令和 3 年度から令和 5 年度まで、限度額：1,974 万 5,000 円。

変更後、期間：令和 3 年度から令和 5 年度まで、限度額：2,649 万 9,000 円。

おめくりください。

地方債の補正でございます。

こちらにも起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

1. 変更

公営企業会計適用債、670万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後でございます。

限度額0円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

計670万円。

それでは、資料No.22をお開きください。

こちらにも総括を省略させていただきまして、5ページをお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債、公営企業会計適用債として△670万円。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、こちらにも委託料の地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料としまして675万4,000円の減額でございます。

以上、議案第21号、22号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第23号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第23号

令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,950万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月23日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1億4,389万1,000円、△288万1,000円、1億4,101万円。

3 款国庫支出金、1億7,022万5,000円、285万円、1億7,307万5,000円。

4 款支払基金交付金、1億8,942万7,000円、△1,141万1,000円、1億7,801万6,000円。

5 款府支出金、1 億 8 9 0 万 1, 0 0 0 円、△ 5 9 2 万 9, 0 0 0 円、1 億 2 9 7 万 2, 0 0 0 円。

7 款繰入金、1 億 7 9 4 万 8, 0 0 0 円、△ 1 8 6 万 8, 0 0 0 円、1 億 6 0 8 万円。

9 款繰越金、1, 5 6 0 万 1, 0 0 0 円、2 7 3 万 9, 0 0 0 円、1, 8 3 4 万円。

歳入合計、7 億 3, 6 0 0 万円、△ 1, 6 5 0 万円、7 億 1, 9 5 0 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらも同様、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

2 款保険給付費、6 億 7, 8 7 4 万 3, 0 0 0 円、△ 1, 6 5 0 万円、6 億 6, 2 2 4 万 3, 0 0 0 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 N o. 2 3 予算に関する説明書 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（保険事業勘定）をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページ目までは議案書と重複いたしますので、5 ページ、6 ページのほうをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。主立ったもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額△ 2 8 8 万 1, 0 0 0 円、1 節現年度分の特別徴収保険料といたしまして△ 2 5 6 万 3, 0 0 0 円計上させていただきます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、2 2 1 万 5, 0 0 0 円、これにつきましては 1 節現年度分ということでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額△ 1, 1 4 1 万 1, 0 0 0 円、1 節現年度分でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、補正額△ 5 9 2 万 9, 0 0 0 円、1 節現年度分でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額△ 2 0 6 万 2,

000円、1節介護給付費の繰入れということで△206万2,000円計上させていただきます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額273万9,000円、これにつきましては純繰越金、前年度分の繰越しとして273万9,000円計上させていただきます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても主立ったもののみ説明させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額350万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、補正額△2,000万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回の補正予算全体的なことですけれども、今、説明を聞いておりましても、基本的に年度末ということもありまして、事業の精算といいますか、減額補正等がほとんどとなっております。それは時期的に分かるものもあるんですけども、ただ、やはり今そうは言っておられない状況もあると思うんですね。一つは、やはり原油の高騰がさらに厳しくなってきていると。ロシアの戦争によってエネルギーの状況がさらにまた悪化してきている中で、いわゆる燃料費の高騰による影響が具体的に出てきております。従来からのガソリンや灯油価格等の高騰もそうですけども、いわゆる自営業者

の経費の高騰であるとか、また、この間、農家のほうから肥料代の高騰であるとか、また、今後の加工費用の高騰や加工賃の値上がりなど、そういう危惧する声も既に出しております。

そういう中でも、やはり先日、一般質問等でも町長は答弁いただいておりますけども、こういったことに迅速に対応するという意味での補正予算でなくちゃならないというふうに私は思うんですけども、その辺、今回はどのように位置づけられているのかというのをお聞きしたい。

それから、もう一つは、水道料金の値上げが4月からやられるということですけども、その辺、町長もそれはそれとしてするけれども、ほかの手だてでカバーするというのを言っておられました。そうであるならばそれも迅速にですね、そういう大幅な値上げをするのであれば、セットとしてそういったことも既に示していただかなければならないと思うんですよね。新年度からぼちぼち考えたらいいということじゃないというふうに思いますので、その辺、今回、補正予算の中でどのように具体化されているのか、ここにはないんであれば、いつ、どういう形でカバーされる対策を具体的に考えておられるのか、その辺、答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、全体的に二つの質問についてお答えください。

○町長（堀 忠雄君）

全て、そういう必要なことはいろいろ検討していかなきゃなりません、財源の確保と合わせて検討していきたい、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

原油高騰の関係で言えば、既に以前から特別交付税措置等の財源等もあるというふうに言ってきたにもかかわらず、十分活用もされていないような状況もありますし、や

はりこれから財源確保してやればよいというもんじゃないというふうに思いますので、町長もね、4月からのあなたがやられようとしていることに対してもう少し緊張感を持ってやっていただきたいというように思いますので、そこはしっかりとやっていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

次にですね、これは土木費の関係で道路の維持費、強いて言えば維持費に関わって、府道の関係もありますので、いわゆる通学路の安全対策という観点でお聞きしたいと思います。

新年度も近い中で、来年度、また4月から小学生等も新しい1年生も入ってくる中で、通学路の安全というのも大変大事になってきております。そこで、具体的にお聞きしておきたいんですけども、この間、保護者の方から、特に強く改善いただきたいという要望をいただいている箇所としていわゆる和東中学校前のバス停ですね、林歯科の前にある信号機のある横断歩道付近についてでありますけれども、このあたりについてかなりいろんな要望を聞いておるんですけども、町としてはそのあたりに何が危険でどういう対応が必要だというふうなところで認識されてますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今、言われますのは、芳煎橋の点滅信号の付近だと私は判断しております。この点につきましては、平成29年から本部の規制課と木津署、それから道路管理者である京都府といろいろ協議を詰めてきております。一番問題なのは、消防署からのカーブを曲がる時の車の対応、それから小学校のほうから下りてきた車の対応でございます。一番くぼんだところに信号がある関係で信号の認識がしにくいということがかなり言われてました。これに関して何とか方法はないのかということで、その当時から駐在所を通しまして、予告信号をつけてほしいという話は規制課のほうには出してま

す。ただ、これについては交通量の問題とかでなかなかこちらのほうに予算が回ってこないということで駐在のほうからは確認しております。

それと併せまして、道路管理者のほうには車線とかも引いてほしいという話はしております。これに関しても、いずれにせよ横断歩道というのは規制が引くものでありますので、これも警察の話まで行きまして、これは2年に1回ぐらいの対応でもらっています。

併せて、点滅信号ですが、これも12秒という短い点滅信号でございまして、これも要望を加えて、今、19秒の点滅信号に変わっています。若干止まることについてはかなり規制は来たんですけれども、ただ、常時走っておられない方がなかなか気づかないという状況が残ってまして、実のところ言いますと、今朝も駐在と現地で話しておりました。もっともっと強い声を出してほしいということで言われてましたので、また、私のほうも繰り返し要望していきたいと思っていますので、よろしく願いします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、言われたところですけども、私も警察のほうに直接何かできないのかという話をしたんですけども、やはり一番の問題は、私も現地に行って思っているのは、消防署の側からのカーブになっていて、カーブを出たところで橋になって、すぐ横断歩道ということなので、認識が遅れるとそのまま車が入って行ってしまうと。赤だったとしても行ってしまう可能性があるということで、実際に危ないこともあったということで、何とかならないかという話が大きい問題だと思います。

それで、私も警察のほうに言ったんですけども、やはり今できることとしては、もう少し事前に強いメッセージというか、横断歩道がある、信号がある、児童が渡るということを含めた強い表示というものがまずは必要だと思うんですね。あと、道路の

面にそういう表示というのを事前にちゃんとはっきりとペインティングする、字で書くということを警察に言っていただいて、まず、すぐやっていただきたいと思うんですね。

私が聞いたところでは、横断歩道の手前に新しい線が引いてありました。それは引き直したみたいですね。だけど、横断歩道に近過ぎて抑止にならないという状況もありますので、消防署の側からの車が来る際の抑止になるような表示というものを早急にやっていただくように要望していただきたいというように思います。

それをお聞きしたいのと、これは信号機の関係ですけども、亀岡で事故があった際に、その後いろいろと運動があって、その事故があったところの信号機が、要は、時間帯によりますけれども、車にとっては常に赤というね。止まったら青になると。いわゆる歩行者優先の信号機になっているということも先日報道がありました。あそこにそれがふさわしいかどうかということがありますけれども、そういったことも含めて極力安全を確保すると。朝は見回りの方が必ずおられるということもあるんですけども、夕方とかは少人数になったり、また、誰も見守りがいないという状況がありますので、そこも含めて要望いただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

私も週に1回ですけども、15年ほど水曜日だけは見回りであそこに立ったりはしております。その関係で確かに危険ということも認知しております。先ほど言われましたように、停止線につきましては今年度秋に若干後ろに引き替えてもらったんですけども、どうしても信号のある位置と道路の法線がうまく見えてないというのは岡本議員が言われるとおりでございます。それについてはもう一度新たに要望したいと思っております。

また、重ねて、小学校との通学路の安全点検を年度を明けますとすぐやりますので、その段階でも警察と一緒に同行しますので、その場でもまた要望させていただきたいというように思います。

ただ、予算的な問題というよりも、交通量の関係で予告信号がなかなかつけてもらえないというのが現実でありまして、ここについてはもうちょっと強い要望をしたいと思いますので、また、ご支援のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

平成29年から要望いただいているということですが、ただ、そうすると、かなり年月がたっていると。やはり保護者の立場からすると、一度の事故で大変なことになるということで、大変長い、なかなか実現できないという意味でのあれもあると思いますので、できることには迅速に対応いただくように強く要望いただきたいと思います。

次に、14ページに住民税非課税世帯等臨時特別給付金1,160万円の減ということと、その下に高校生等就学応援給付金245万円の減というのが出ております。これはこの間のコロナ対策も含めた給付金の支援ということですが、それぞれ非課税世帯の給付というのは、令和4年度も一定継続の事業だというふうに思うんですが、この減額というのを説明いただきたいのと、それから、高校生等の就学応援給付金については、今回245万円の減額になっておりますけども、どの程度の高校生やまた大学生等に給付がされたのか、結果的な実績をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

予算計上時、非課税対象世帯の見込みを673世帯と見込んでおりましたところ、実際の非課税未申告世帯ですとか、課税者への扶養されている世帯を細かく精査をいたしましたところ、本年度の対象を557世帯と絞り込みをさせていただきまして、その差額について減額補正させていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

高校生等の就学応援給付金でございますが、実績といたしましては、高校生で76人、受給者といたしましては68人でございます。大学生等につきましては74人、このうち10名の方が専門学生ということでございます。

高校生につきましては76人と今、申し上げましたが、当初、住基等で想定していたのが75名ということで、1名増えた形で76名、ほぼここは確実に給付できたかなと思っておるところでございます。

大学生、専門学生につきましてはなかなか実態が把握できず、1月にも再度広報させていただきまして、あと、想定されるところには個別にまた連絡もさせていただいた中で、最終的に74名、受給権者といたしましては66件の給付ということでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

一応その対象が一定見直したというか、もう一回確認し直したという点で、非課税の関係については減額になっていると。この給付の期限というのは令和4年度中でしたよね。9月とか年末までであると思うんですけども、そこは漏れなく対象の方が必ず

給付できるように引き続きお願いしたいというふうに思いますし、また、高校生等の部分については今回いろいろ努力いただいたとは思いますが、そこで町長にお聞きしておきたいんですけども、令和4年度予算ではいわゆる新生児に対する給付金を制度化することや、また保育料の完全無償化ということで、それはそれで踏み出させていただきました。特に新生児の関係については、コロナの中で、一定、数年間行われた中でそれも制度化するというふうにしていただいたんですけども、やはり高校生や大学生等の支援というのも、今後、緊急的な支援にとどまらずに、恒久的な支援ということで検討いただくということが大変必要だというふうに考えております。その辺、今後、令和4年度以降も含めて見通しについて町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

もう1点ですね、これは簡易水道事業の関係です。課長にお聞きしますが、この中で地方公営企業法適用支援というのがありますけども、今、令和5年度までのところで地方公営企業法を適用し、公営企業会計というものを適用するために、今、準備されておられるというふうに理解しておりますけども、私も地方公営企業法をここに持っているんですけども、

「不規則発言あり」

○7番（岡本正意君）

質問時間をちゃんと保障してくれるんだったらちゃんとしますけど、ね、議長。

○議長（岡田泰正君）

まだ何も言っていません。

○7番（岡本正意君）

いろいろやじをやめてもらえませんか。

「不規則発言あり」

○議長（岡田泰正君）

ちゃんと回数を守っておりますから。

この中に、この法律の適用を受ける企業の範囲ということで水道事業というのが入っております。しかし、括弧で簡易水道事業を除くというふうになっております。これは総務省にも確認したんですけども、法律的にはこの記述というのは何も変わっていないというふうに聞いておりますけども、そうであるならば、なぜ、簡易水道事業についても公営企業会計を適用しなくてはいけないのか、その辺はどのように聞いておられますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員から質問がありましたように、これまでからできる中での検討、制度化もしてまいりました。まず、こういった制度の趣旨を見ながら今後進めていくと。このような方向で進んでいきたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

確かに、いろんなところにいろんな明記がございます。私の知り得る情報で言いますと、総財公第10号で平成31年1月25日に総務省の自治財政局長が宛てた文書には、公営企業会計の適用を推進してくれということで出されてます。法律の中で公営企業を促進していきたいというような表現もあります。それと、町としましても、本当にその企業が持っている資産等々でいろんなことも活用できると思っておりますので、会計もプラスマイナスだけではなく償却資産等も確認できることもありますので、私としましては、公営企業会計の適用を受けて、その中でもう少し経営が健全にできないかということも検討する一番いい材料だと思っておりますので、進めたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時４５分まで休憩します。

休憩（午後２時３４分～午後２時４５分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

７番、岡本議員。

○７番（岡本正意君）

少しだけにしておきます。あと２問ですね。

先ほど地方公営企業法に簡易水道事業を適用範囲から除くというふうに明記されているというふうに言いましたけども、課長は通達等で適用が推進されているというふうに言われましたけども、通達というのはいわゆる通達であって法律ではありませんから、法律にそう書かれているということをやはり重視すべきだというふうに思うんですね。

私は総務省に、これはなぜそうなんですかって聞いても満足に答えないんですよ。いかにこれが法をゆがめて進められているかということの表れだというふうに思いますし、そこは指摘しておきたいと思うんです。

それで、そうであったとしても、今後、公営企業会計を適用していくということだと思うんですけど、それが本当に水道事業にとってメリットがあるのか、また、いわゆる住民のほうにとって利益があるのかということが大事だと思うんです。この地方公営企業法の経営の基本原則というのが第３条に書かれておりますけども、こう書いてあるんですね。

「地方公営企業は常に企業の経営性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」となっているんですね。だから、経営性だけ追いかけたらいいということは書いてないんです。

そういう意味でお聞きしておきたいんですけども、この本来の目的というのは水道

法で掲げてる低廉な水を供給すると。要は、安い水を供給する。無理なく払える水を供給するというのが水道法の目的なんですね。この本来の目的ていうのはそこにあると思うんです。じゃあ、この本来の目的を基本原則のように、今後、公営企業会計を適用した場合に、これはちゃんとされるんですか。

要は、これ以上の負担が増えないとか、安い水を供給できる可能性が広がるんですか。そういう原則というものは守られるんですか。経営性は幾らでもできると思いますけど、この本来の目的の公共の福祉を増進するという事は、それもちょうと達成できるということによろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的にはその原則は守るべきものであると私は考えています。公営企業法によって原価が幾らかかっているか、どこにお金をかけたらいいかというのが見えてくるといふうに私は思ってます、それを出すことによって良質な水を低廉になるように努力をするというのが行政マンの使命だと思っておりますので、その点については安心安全な水を住民の方に供給できるように努力したいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

私は下水道関係について馬場課長に1点だけお尋ねしたいと思えます。

下水道委員会なるものが設置されていると聞きました。ところが、それは町長の委嘱を受けて委員を務められるということらしいんですけど、園区の水道委員の人に聞いたら、3年間招致なしというようなことを聞きました。それは事実ですか、お尋ね

します。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

ここ2年、3年は開催しておりません。以前ですと特別会計でしたので、予算を必ず両委員会にかけておりましたので、年1回の開催はあったんですけども、今、予算以外の重要案件がないのと、それと重ねましてコロナのこともございまして、ここ3年は開催しておりません。現実の段階では、水道委員会については料金改定の関係がございましたので、開催はしております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それはおかしいんじゃないですか。今年も1億5,000万円の一般会計からの繰入れ、そして去年度は1億6,000万円でしたか、大体1億5、6千万円の繰入れを行っているわけなんです。ということは、要するに手数料というか、そういうもんが少ないから補填をしていかなくちゃならない。そして、実質接続率が6割程度と聞いてますのでね、これは議会のほうでも何か方法がないのかというようなことを質問されている議員もおられました。問題なしで3年間放置するということは私は行政の怠慢だと思います。

5、6年前ですかね、路線バス対策協議会というのに初めて出席させていただいたときに、委員の人から、それまで2年か3年空いていたと思うんです。それを指摘されました。何のために町長の委嘱状を出して委員会を設置しているのか意味がないと思います。やはり下水道の問題は大きな問題だと思います。1年に1回でも足りないと思うんですけど、それを問題なしと考えている課長の考え方がおかしいんじゃない

かと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

問題なしという考え方はしておりません。例えば、下水道委員会の次回の開催の予定というのは私の中にも思案は持っています。これはストックマネジメントが完成した段階では確実に開かなければならないということで、令和4年度にはそれがほぼ見えてきますので、中間の段階で開く予定はしております。問題があるとかないとかというのは、すみません、問題ないという考え方はしておりません。ただ重要案件の中で経営に関する中で例年と大差がなかったので開催してないというようなことでございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

今回でも簡易水道のほうでも請願を出されました。それはやはり説明をすれば住民の方は分かっていたるんです。私も実際、何人かの人にそういう質問を受けました。説明すれば分かるんです。ところが、やはりみんな言っているのは全て説明不足だと。だから、一事が万事という言葉がありますように、結局、そういう説明責任を果たそうという心構えが欠けているんじゃないかと思います。行政というのはサービス業ですので、もっと説明すると。結果を求めてそれだけに行くんじゃないし、やはり説明するという心を心がけていただきたい。

副町長、こういう委員会というものが町長の委嘱状を渡して委員に任命されて、そういう会が、路線バス対策は結構です。下水道は結構です。あと、どれぐらいありますか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

村山議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、下水道委員会の開催の関係で課長にご指摘をいただいたんですけれども、基本的に課長が申しておりますのは、以前は予算・決算の関係で委員会にかけなければならぬ項目が入ってございました。その後、条例改正がなりまして、水道も同じなんですけれども、その分が抜けたということで、以前は毎年1回は必ず開催してたんですけれども、それ以外に5項目ほど条例を確認しているんですけれども、入っております。それは一応、下水道計画とか下水道整備とか下水道全体に関する事で町長のほうから諮問することになっております。

先ほど村山議員が言われたように、以前、高山議員から合併浄化槽のお話もありましたように、和束町は、下水道も含めて生活環境の関係で全体的にどうしていくんやということも今後議論的的になってくると思います。また、接続率の低さも指摘されておりますので、それをどう改善していくのか。また、水道と同じように料金の関係もございます。今、安いか高いかは別として、この料金で3,000万円ほどの収入しかありませんので、起債とかを返すというのはなかなか難しいと。せつかく町長の諮問を受けた委員会があるから、そういう意見を全部聞かせていただいて、それを議会のほうに上げさせていただくというのは基本だと思います。

そういったことで、今、水道委員会以外にも選挙管理委員会とか農業委員会とかほかの委員会もいろいろございますけれども、数は別としまして、そういった諮問機関がせつかくあるんだから、今後、その委員会を利用していくということは、言葉は失礼ですけれども、住民の代表の方が出てこられますので、そういった機会を必ず1年に1回ぐらいは持たせていただいて結果報告なりをさせていただいて、今後の計画を十分説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

よく分かりました。

園区はこの3年の委員は行政職上がりの人で、確かに開いたらきつく突っ込んでくるかと思います。だから、それで避けられていたんかなと思ってね。ほかの諮問委員会は過去2年間でどういう活動実績があるか、そういうものを挙げていただいて、議会のほうにいただきたいと思いますので、その辺は副町長、よろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

また、まとめさせていただいて報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、村山議員のほうからもございましたけど、簡易水道の問題もそうですし、今の下水道事業の問題もそうですが、これまで簡易水道でいいますと、料金の検討をなぜこれまでされなかったのかというような議論もありました。やっぱりそれは適切な時期に定期的なりそういった事業の状況を各委員にお伝えして、そして、議論もしていただいてやっていく必要があるのかなというふうに思いますし、先日、予算委員会の中でも説明させていただきましたように、下水道事業についても、今、副町長からもございましたが、大変厳しい状況でもございますし、検討していく時期もそんなに遠

くはないというふうに思っておりますので、やはりそこはぜひお願いしたいと思えます。これは開催するというご答弁でしたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

私のほうから1点だけ、先ほど岡本議員のほうから通学路の関係でございました。これも以前からお願ひをしているところなんですが、原山のバス停のところなんです。原山のバス停のちょっと下がったところに横断歩道があるものですから、湯船のほうから来る車両から見ますと大変見づらい、確認しづらいところに横断歩道があるんですね。

特に高齢者の方、小学生の方もそうだと思うんですが、あそこを横断しようとしているときに湯船のほうから確認しづらいものですから、速い速度で車両が通過してくるということもあって非常に危険だという声が以前からいただいてまして、あその速度落とせとか横断歩道ありとか、一部路面表示があったと思うんですが、見えづらい状況でもありますので、そういった速度を控えていただくような対策を通学路の点検をこれからされるということですから、併せてそこも加えていただけたらなというように思えますので、そのあたりをどのようにお考えなのかお願ひします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今の場所も熟知しております。実のところを言いますと、去年の5月に双方に1枚ずつ横断歩道ありという看板を立てたんですけども、どうしても見にくい部分もあったりするということが地域住民から聞いてます。グリーンスローモビリティの通行もありまして看板もつけたんですけども、見にくいという話も出てましたので、これも同様、通学路点検がまたございますので、その辺も含めて定時の報告も上げることも言われてますので、そこにも結ばせていただいて強く要望したいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

今、村山議員から委員会の開催について町民の方に説明責任が果たせてないから、いろんな問題が起こってくるということを言っておられます。それを開かないで水道料金の問題みたいにどんと上げてきて、議会の方に問うて、そして賛成多数で、それも1人の1票差が可決する、そんな無様なことが起こるといことは、やはり委員会というものを頼んでるんですから、そこで説明して、そしてまた町民の方に説明するのが当たり前じゃないですか。

私の区のことを言いますけれど、路線バスの関係で4、5、6、7、8、9の6か月間で一つのものを決めたいんでしょう。そのことを総務課長と副町長と関係の課長と区の事務所に行って私に説明されましたわね。私はそれに対して4月8日に会議を開きますから副町長と関係の課長が来て説明してくれと言いましたわね。そして、5月から6月の端境期のときに1週間、月、火、水、木、金、区民の皆さんに小杉から五の瀬までの説明を全部してくれと言いましたわ。そして、もう一度説明してもらいますよね。そしたら万全だと思うんですよ。何で私、そこまで段取りからせんならんの。自分とこからこんだけのスケジュールを持ってるから、このぐらいでどうですやろと言うてくるのが当たり前のことや。私はそれでも路線バス対策協議会か何か知らないですけど、区のほうから出てくれとかありましたけど、私がそこで反対意見をぶつたらえらいことになりますでしょう。路線バスがなくなったら湯船は本当に大変なことになるんですから、それでも協力していかないと駄目でしょう。小杉から原山まで一人も乗ってないような空のバスが走ってたらいろんなことがありますわね。空気を乗せて走らせてるわけじゃないですからね。だから、もっと真剣になって湯船にバスを走らせんようにするには、こんな問題があつてああですよって言って説明しても

らわなあきません。路線バスやなくてもほかの問題でも全部そうだと思うんですよ。それができてないからこんな問題が出てくるんですよ。

私、出てきて進行役だけやらせてもらいますけど、反対も賛成の意見も私は言いませんけどね、私が反対の意見を言うたら、みんな反対の意見でついてきますからね。賛成の意見を言うたら、それはついてきてくれるでしょう。私は黙ってますけどね、湯船区民の皆さんの意見を聞いてあげてください。

議会にかけて通ったらそんでええわって思ってるだけ。また、それで通りますからね。そういうことですからどのように思っておられるか知りませんが、副町長と町長どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

行政するに当たっては、一つには、条例等に基づいてやっております。条例というのは、委員会を設けるときには諮問する事項とかありますが、その諮問事項が今、言われるように、非常にスムーズにいくためとか、住民のためにどうあるべきかという観点から年に一回する内容もあるのかなというように思っておりました。そういった委員会というのは、今、言われるように、スムーズに行政、まちづくりが住民と一緒に進めていく趣旨であると思いますので、こういう委員会を設けてある条例等の趣旨を十分生かして、またそれを尊重してこれから当たってまいりたいと思っております。そういう意味で、今回そういうご質問をいただいて非常に重く受け止めております。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんでしょうか。

副町長、よろしいですか。

○副町長（奥田 右君）

今の小西議員のご質問のお答えさせていただきたいと思います。

今、公共交通の例を取っていただきまして、住民に十分説明せいということでのお叱りだと思っております。4月8日に役員が寄られるということで、区長から来てくれということで指示を受けておりますので、その後、5月に1週間ほどかけて湯船区を説明に回りたいと思っております。

いずれにしましても、住民の皆さんのご意見を十分聞かせていただくということは当然だと思っております。これを機に、また今後もそういった方向性で進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第20号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

起立多数です。

したがって、議案第20号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

起立全員です。

したがって、議案第 2 1 号 令和 3 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 2 2 号 令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 2 2 号 令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号 令和 3 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 2 3 号 令和 3 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、同意第 1 号 副町長の選任についてを議題といたします。

奥田副町長の退席を命じます。

（奥田副町長 退場）

○議長（岡田泰正君）

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第 1 号の提案理由を申し上げます。

令和 4 年 3 月 3 1 日付で任期満了となる和東町副町長に奥田右氏を選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、同意第1号につきまして説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

同意第1号

副町長の選任について

和東町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所	京都府相楽郡和東町大字別所
氏 名	奥田 右
年 齢	68歳

令和4年3月23日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

N o . 1 として略歴書を載せさせていただいております。

主立った内容を説明させていただきます。

奥田氏につきましては、昭和48年に和東町職員として入職されております。以降、企画管理部税務課長、建設事業課長、総務課長、産業担当理事を歴任され、平成26年4月より和東町副町長となられております。そして現在に至っております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本案は、人事案件につき質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

同意第1号、副町長の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、同意第1号、副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(奥田副町長 入場)

○議長（岡田泰正君）

ただいまの副町長の選任については、原案のとおり同意されたことを奥田副町長に告知いたします。

奥田副町長から挨拶の申出がありますので、許可いたします。

○副町長（奥田 右君）

失礼します。

ただいま議長のお許しをいただきまして、大変貴重な時間を割いていただきまして誠にありがとうございます。また、ただいまは私の人事案件につきましてご同意をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

さて、町長が昨年の9月に総合計画の第5次を作成させていただいております。この件につきまして、今後のまちづくりにつきまして町長が示しておられますので、大変微力でございますけれども、今後のまちづくりにつきましてサポートさせていただきたいと考えております。

今後、引き続きまして、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いしまして、甚だ簡単でございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

日程第10、請願第1号 令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願を議題とします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の説明を求めます。

紹介議員、小西 啓議員。

○9番（小西 啓君）

令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願の提案理由、趣旨の説明について。

私は、本請願の紹介議員として今回、住民から提出されました本請願の趣旨について説明申し上げ、提案とさせていただきます。

本請願は、昨年の9月定例議会において水道料金値上げの条例改正案を賛成多数で可決した議会の判断に対する異議申立であり、再考を求めるものとなっています。

その理由について3点を挙げます。

第1は、あまりにも大幅な値上げであることです。請願では基本水量、基本料金、追加料金の三つの要素が重なることによる大幅な負担増を指摘していますが、一度の値上げ幅としてこれほどの大幅な値上げでは全国的にも例を見ないものではないかと思われます。それほど今回の値上げは極めて異常と言えます。

第2は、このような値上げが実施されれば、生活や生業への深刻な影響は避けられないことです。コロナ禍、お茶の苦境に加え、現在進行中の原油高騰による値上げラッシュなど、住民の暮らしや生業はかつてなく厳しい状況にあることは誰の目にも明

らかであり、水道料金値上げが及ぼす影響は計り知れません。

第3は、住民への説明、意見聴取など全く行われたいまま決められたことですが、町は水道委員会以外の場で値上げについて説明、意見聴取も全くせず、事前の丁寧な対応を重ねて求めた議会での要請にも背を向けたまま値上げを強行しました。まさに住民との信頼関係を著しく傷つける行為です。

以上の理由は極めて当然で正当な内容であり、議会の判断への異議は十分理解できるものです。よって、請願の趣旨並びに二つの請願事項を住民の代表機関として真摯に受け止め応えるべきと考え、本請願を提案するものであります。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願書について、反対の立場から討論いたします。

まずは、1,413名の水道料金値上げ中止の請願者に対して、深くその気持ちを受け止めたいと思います。

ただ、今回の値上げは約15年間値上げがなかったところに水道施設の統合での設備投資・配管工事の新設などにより、これらのインフラ整備の返済期限が迫る中、町

行政における水道事業会計が逼迫する事態に陥ることとなり、値上げがやむなく行われる必要に迫ったことによるもので、本来ならば15年間に於いて2回から3回の段階的な値上げを行われなければならなかったものが、水道料金の完全徴収に向けての行政側の努力、全ての水道施設の統合終了に向けての努力がこの値上げを遅らせた要因であったかと思われまゝ。

コロナ禍におけるこのような多大な値上げは、我々賛成を投じた議員も苦渋の決断でありました。行政側の説明不足もあつたことは否めません。しかしながら、今回のこの決断を逃したならば、次回は、より以上の値上げを決断せねばならないこととなります。

水道事業会計は独立した特別な会計であり、一般会計からの繰入れは設備投資分の返済額の半分までと行政法で定められており、残り半分と使用した水は利用者が支払われることとなっています。これは受益者利用主義の法則が適用されているところでもあります。反対を押し通し解決に至らなければ行政破綻を起こす要因にもなり、今回の値上げが必要不可欠と考え、請願には反対といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

反対です。

それでは、「令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願書」に反対の立場で討論を行います。

私は、水道料金改定に係る「和束町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」が提案された令和3年第3回定例会の一般質問やその後の議会において、西部地域の水道配水管等施設の現状と整備を訴えてまいりました。現状は、西部地域、とりわけ西和束地区においては近年各所で配水管の漏水が発生し、その都度、応急的な補修が

行われており、いつどこで大規模な漏水が発生してもおかしくない、発生するか分からないという不安を抱えながら生活を送っています。

3月16日には宮城県・福島県で震度6強の地震が発生しました。本日3月23日朝の日本気象協会の情報によると、今年に入って全国で震度3以上の地震が40件発生、和歌山県や奈良県を震源とする地震も発生しています。地震がない状態でも漏水が発生している西和東地区の配水管ですから、地震があれば大きな被害が出ることは十分想定されます。

皆さん、想像してみてください、水道の蛇口を開けても水が出ない状況を、高齢者や障害のある方が水を求めて重い給水タンクを運ぶ姿を。私は、阪神淡路大震災の際、毎週のように被災地でボランティアとして活動し、また、大阪北部地震の際は震源地とされる自治体の職員として、そうした悲惨な状況を目の当たりにしてきました。私は、西和東地区に住む議員として住民の皆さんがそうした状況に陥らないためにも、西和東地区の西部簡易水道施設の早急な整備を強く求めます。そのためにも、早く簡易水道事業会計を健全な状態に戻すことが重要であることから、水道料金値上げの中止、再検討を求める請願には反対します。

住民の皆様のご理解と議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

反対です。

私は、水道料金値上げ反対の請願に反対の立場で討論を行います。

コロナ禍の中、住民の生活も厳しいものになっています。このような状況で水道料金の値上げは許せない住民の皆様的心情は十分理解できます。しかしながら、水道施設統合事業に要した公債費の償還も待たなしです。

私の住んでいる園区は、以前は和東川の長井地区より吸い上げた水を水道水として提供していただけていました。よく水が濁り、カルキ臭の強いときもありました。水質検査も十分していたとは思いますが、上流の川沿いに産業廃棄物が大量に埋まっているのが常に不安を覚えていました。総延長60キロに渡る統合事業で大きな資金を必要としましたが、安心・安全、おいしい水道水を提供していただき感謝しています。

水道事業は終わりがありません。住民が生活している限り、永久に水道水を提供しなければなりません。機器の点検・入替え、配水管のメンテナンス等常に費用が生じます。私は常に言ってます、行政は公平を旨とすべしと。今、早急に取り組まなければならない水道事業は、高山議員が言ったように、取り残された西部地区の埋設管の入替えです。この埋設管はもう40年以上も経過し、老朽化が著しく進んでいます。先日東北地方で大きな地震が発生し、生活インフラが大きな被害を受けました。和東町でもし震度6クラスの地震が起きれば大きな被害が出るでしょう。特に西部地区は断水が長く続き、生活に大きな支障が出るでしょう。総延長20キロ、10億円の費用を必要としますが、事は大事な住民生活の問題です。よって、今回の請願には反対します。

○議長（岡田泰正君）

ほかにいかがですか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

私は、請願第1号 令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

請願の趣旨説明にもあったように、本請願は、昨年9月定例会で町が提案した水道料金の大幅値上げとなる条例改定を議会が認め、可決したことに対する住民の皆さんからの異議申立てであり、住民代表である私たち議員、議会としていま一度、昨年9

月議会での判断を再考し、改めるべきではないでしょうか。

そもそも町は議会に対しても丁寧な説明も情報提供も行わず、一定のまとまった甚だ不十分な資料やデータをやっと示したのが9月議会の途中、議案提案の直前であり、しかも正式な議論の場ではありませんでした。住民の代表機関である議会に対する軽視にとどまらない冒涇と言わざるを得ない姿勢と対応ではなかったでしょうか。このようなことを住民代表としてお認めになるというのでしょうか。

このような中で拙速に採決した議会運営は明らかに誤りでありました。1,400を超える署名は議会の判断の誤りに気づき、正す機会を与えていただいたものであり、住民の代表としての初心と役割に立ち返り、請願に応えるべきと考えます。

昨年の9月議会の時点と比べましても、住民の暮らしの現状、生業の厳しさ、地域経済や今後のまちづくりへの悪影響は極めて大きくなることは火を見るよりも明らかであります。本当に今これだけの大幅な値上げ、負担を住民に強いていいのか、住民代表としてもう一度よく考えなければならないのではないかと思います。

町が提案し、議会が認めたものにこれだけの多数の異議が示されるのは、特に本町では極めて異例の事態であります。それだけ今回の値上げの内容、値上げによる暮らしや生業への悪影響への不安、心配、そして憤りが強いということです。京都府内でも全国でも値上げはありますが、今回の値上げ幅は趣旨説明でも言われましたが、全国でも例がないでしょう。また、コロナ禍や原油高騰という緊急事態、非常事態の中でなくてはならない水道のこれほどの負担増を強いる例もまずないと思われます。これだけの負担増が暮らしや生業に影響しないわけがなく、しかも町は値上げによる影響をまともに検討もされず、他の施策でカバーできるなどと安易にしか考えておられません。行政の監視機能を果たすべき議会として、それを放置していいのか、これが強く問われているのではないのでしょうか。何よりも住民の方が納得されていないことは、説明責任が全く果たされていないということです。先ほどの反対された方もその点はお認めになっていると思います。

先ほど副町長が、説明をちゃんとすることは当たり前だと言われました。その当たり前がなぜできなかったのでしょうか。このようなことを議会として許していいのかが問われるというふうに思います。

署名をされた住民の中でも、値上げは痛いけれども、仕方がないと言われる方も一定おられます。しかし、だからといって事前に何も説明もなく情報提供もない、意見も聴いてくれない、これはあまりに酷すぎる。これでは納得できないと署名されているのです。

これはごくごく当たり前であって、常識、非常識の類いの問題です。何の説明もなく法外な負担を吹っかけるのは、世間では詐欺・悪徳等と言われているものではないのでしょうか。そのようなことを住民代表として粛々とお認めになるということでしょうか。少なくとも住民の税金を基に仕事をしている、住民の命と生活、福祉の向上を使命とする行政が、そして町長がなされることではありませんし、してはならないことです。もし、そのようなことを町長や行政がした、しようとした場合にそれを正すのが議会の役割であります。そして責任であります。同調したり見逃すことではないはずです。皆さんは見逃されるのでしょうか。今回の値上げ問題はまさにそのケースであり、町長や行政に住民への説明責任を果たさせることが私たち議員、議会のすべきことでした。

先ほど反対された議員が先ほどの議論の中で説明すれば分かってくれるんだと言われました。説明してないから理解されない、そのことが分かっているのになぜこれに反対されるのか、これは厳しく言わなければならないというふうに思います。しかし、遺憾にも、議会は町長と行政の暴走に手を貸し、住民の理解と納得なき値上げ強行の共犯となりました。1,400を超える署名とともに提出された本請願は、議会の過ちを厳しく告発するとともに、私たち1人1人の議員に対し住民の代表としての初心と役割を思い起こし、本来果たすべき役割と責任に立ち返る機会を与えるものとなっているのではないのでしょうか。町の主権者である住民の忠告に今こそ耳を傾け、本来

の役割を果たされたいというふうに思います。

以上のことから、本請願は採択すべきものであることを重ねて申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

これより、採決いたします。

請願第1号 令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、請願第1号 令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

日程第11 発議第1号 年金引き下げの中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第1号 年金引き下げの中止を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

政府は、来年度の年金給付額を0.4%削減する方針であります。長引くコロナ禍はもとより、この間の原油価格高騰の影響を受け、あらゆるものが値上げラッシュとなる中での引き下げは高齢者の生活実態を全く踏まえず、生活破壊を進めるものであり、到底容認できません。

また、本町のような年金生活者が多い町では、年金給付の引き下げは高齢者の消費を冷え込ませ、ひいては地域経済を冷え込ませる大きな要因にもなり、まちづくりにとって極めて悪影響となります。

以上のことから、来年度の年金給付を引き下げることには何の道理もないことから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第1号

年金引き下げの中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき、提出します。

令和4年3月23日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

年金引き下げの中止を求める意見書

厚生労働省は、来年度の公的年金額を0.4%引き下げると発表しました。引き下げは2年連続で、削減幅は昨年度の0.1%よりも拡大しました。原油高騰による食料品や灯油代、電気・ガス代など、あらゆるものが値上げとなり、家計を圧迫している中での年金引き下げは高齢者の暮らしに一層の打撃となります。

さらに、政府は、10月から75歳以上の医療費窓口負担を2倍化する構えであり、昨年の介護保険料の値上げなど負担増が繰り返されています。生活実態を踏まえない年金引き下げは容認できません。

年金の額は物価と賃金の動向で増減が決まり、今回はマイナス0.4%だった2018年から2020年度の賃金変動率が採用されています。しかし、直近の物価は原油高や円安による値上がり止まらない状況であり、値上げラッシュの最中の引き下げは生活実態を無視しています。賃金変動率のマイナスもコロナ禍が直撃した2020年度の経済状況や2019年度の消費税増税の影響を受けたものであり、2年から4年度前の賃金動向で現在の年金額を決めること自体に大きな矛盾があります。

このようなルールは2016年に安倍政権が導入したのですが、国民生活の実態

からかけ離れているとともに、もたらす被害があまりにも大き過ぎます。年金の引き下げは高齢者個人の生活のみならず本町のような年金受給者が多い地域では、地域での消費や地域経済に及ぼす影響は極めて大きく、死活的な問題です。政府におかれては、今回の年金引き下げを中止するとともに、高齢者の生活実態に合わない仕組みを改め、減らない年金への改革を実行することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月23日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、年金引き下げの中止を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

年金は物価及び賃金動向によりスライド制を取っております。今回のコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻など過去にない状況の下、異常な事態に陥っています。そ

のため、確かに今年は物価上昇傾向にあります。政府はガソリンなどに対して備蓄分を緊急放出を行い、さらに税を下げるためにトリガー法案を模索されています。

コロナで痛手を負った個人・企業に様々な給付金、補助金、一定期間無利子貸付の制度などを用意しており、また、この制度では次年度には年金の引き上げが用意されていると思います。

よって、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第1号 年金引き下げの中止を求める意見書の賛成討論を行います。

意見書の冒頭にもあるように、年金の引き下げに加え、秋には75歳以上の医療費2倍化も予定されるなど、コロナ禍や原油高騰の影響が高齢者の暮らしを直撃する中で政府のやりようはあまりに機械的で、狂気の沙汰と言わざるを得ません。

本町では昨年は介護保険料の大幅値上げが実施され、4月からは水道料金の大幅値上げが強行されようとしており、一体、政府も、また町も、高齢者がどれだけ高額な年金を受け取っていると思っておられるのでしょうか。

政府自民党・公明党は、今になって年金生活者に1人5,000円を給付すると言出し、ちまたでは、早くも参院選前のばらまきかとの声も出ておりますが、特に自民党は党内でも党外でも金を配るのが常識になっているのかとあきれざるばかりであります。

報道によれば、5,000円の給付にかかる経費は約2,000億円、そのうち振込手数料などの事務経費が約3分の1の700億円との話、本当にばかばかしい愚策であります。こんなことをわざわざするならば最初から年金引き下げを中止し、少しで

も給付額を増額すればよいのであって、極めて矛盾しております。

意見書にもあるように、このようなおかしな状況が起こるのは現在の年金制度に大きな問題があります。２年から４年前の賃金や物価の動向を基準に今の年金額を決めること自体、実態に合うわけがなく、そもそも労働者の賃金水準の動向を年金生活者の給付額に反映することもおかしな話であります。国民年金で満額給付されても月６万数千円程度で、しかもそこから介護保険料や医療保険料、税金などが引かれ、手元には僅かしか残らないのが現状であります。負担は増える一方で年金は減る一方では生活ができません。せめて減らない年金が求められます。

そもそも２００４年頃、当時の小泉政権と与党、特に公明党の皆さんは、定率減税の廃止に伴う増税と引換えに、「１００年安心の年金」を実現したと大宣伝されておりました。このことを今でも鮮明に覚えております。あの「１００年安心」は一体どうなったのでしょうか。この１８年間の経過ではっきりしたのは、巨額の年金積立金を原資にしたマネーゲームによる株高での投資家の安心、制度だけは維持するという国家の安心であって、国民・高齢者にとっては毎年毎年が不安だらけの現実であります。

以上のことから、これ以上の年金引き下げには何ら道理はなく、直ちに中止の判断をすべきであることを重ねて申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第１号 年金引き下げの中止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立同数です。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116号第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

発議第1号 年金引き下げの中止を求める意見書は、議長は否決と裁決いたします。

したがって、発議第1号 年金引き下げの中止を求める意見書は否決されました。

日程第12、発議第2号 日米地位協定の改定を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第2号 日米地位協定の改定を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

感染者が減少傾向にあるとはいえ、いまだに猛威を振るうオミクロン株による年明けからの感染爆発を引き起こした大きな原因と指摘されているのが、意見書にもあるように、沖縄県や山口県などの米軍基地、米兵由来の感染であります。この背景には、米軍基地内や基地外での米兵の行動、感染対策は専ら米軍任せになっているとともに、そもそも日本側に検疫権が認められておらず、それを政府も追認しているという極めて屈辱的な実態があります。京都も京丹後市にレーダー基地があり、そこでもクラスターが発生するなど、決してよそごとではございません。国民の命と健康を最優先にすべきであり、そのためには不平等な日米地位協定を改定する必要があることから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第2号

日米地位協定の改定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基

づき、提出します。

令和4年3月23日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 泰正 様

日米地位協定の改定を求める意見書

年明けからオミクロン株による新型コロナ感染が全国に急速に拡大した主要な原因として、沖縄県や山口県などの米軍基地由来の感染が指摘されています。政府は感染力の強いオミクロン株の水際対策として外国人の入国を原則禁止する措置を取りましたが、在日米軍の入国については検疫も米軍任せでフリーパスで認めるとともに、米兵の行動規制も米軍任せにする中で、感染爆発を招く結果となりました。

この間の報道で米軍は昨年9月から検査なしで入国していたことが明らかになりましたが、政府が認識した時期が米軍の回答と一致せず、経過も明らかにしないなど、極めてずさんな対応となっています。

日米地位協定では、米軍人等の検疫は原則として米軍の自主検疫に委ねられており、基地外への感染症の急激な拡大を招くなどの危険性が大きく、事実、今回のような重大な事態を発生させています。他の米国の同盟国では、検疫に関して国内法の適用を明示しているオーストラリアをはじめ、様々な規定による国内法の適用が運用されています。政府は今回の事態に対しても日米地位協定の改定には否定的で、あくまで運用の範囲で対応する姿勢ですが、感染症から国民の命と健康を真剣に守る立場に立つならば、米軍人の検疫を日本の国内法上の規制に従わせるべきであり、日米地位協定を改定し、その内容を明文化すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月23日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

防衛大臣 岸 信夫 様

外 務 大 臣 林 芳 正 様

新型コロナ対策担当大臣 山際大志郎 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

岡本議員、コロナの関係とオミクロン株の水際対策だけの日米地位協定のことでの意見書を出されているんですか。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

はい、お答えいたします。

今回の日米地位協定の改定については、今回のコロナの関係によって改めて問題が浮き彫りになったことを受けて、今後、様々な感染症に対応する上でも改定が必要ということで提案しておりまして、今回のコロナに限った中での提案ではございません。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

私は、日米地位協定は非常に不公平な地位協定だと思っております。ドイツやイタリアの地位協定は、日本とアメリカの地位協定とは全然違った地位協定を結んでおります。ただ、日本は地位協定で沖縄県民の方でも困っておられることが非常にたくさんあります。ですから、オミクロン株、コロナの関係だけでなく、岡本議員が所属し

ている党にも地位協定は全部見直し、もっと主権国家である日本の立場を同盟国のアメリカに強く言ってもらって、地位協定の改定を求めていけるようお願いしたいと思います。コロナだけじゃなくて、それだけ申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

はい、そのとおりだというふうに思います。

日米地位協定そのものは、同じ同盟国、NATOであるとか、そういう同盟国との関係から考えましても、日本とアメリカの日米安保条約の下での地位協定の中身というのは他の同盟国と比べても大変屈辱的と言ったらいいですけども、不公正な内容になっています。

検疫の問題だけではなく、いろんな事故や事件が起こった際にも、裁判権の問題、また、前に沖縄などでヘリが墜落したときがありましたけども、そういった際でも立入りもできないというような捜査権も及ばないということが度々起こっております。そういう中で、多くの沖縄県の方をはじめ全国の国民が亡くなったり、また傷を負ったりという状況がありますので、こういった状況を根本的に変えていく上でも、今、改定を求めていくということが必要と考えて提案させていただいております。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、日米地位協定の改定を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

日米地位協定は、日本の安全保障に関する協定であり、この協定を改定、または終了するには、日本において自主憲法の制定をするべきであると考えます。憲法9条を改正もしくは見直しをして、アメリカと五分と五分の対等な関係で全ての日本でのアメリカ軍基地の返還と同盟関係を有することが必要であると考えます。

現在の日本の状況では有事法制がないため、ウクライナより悪い事態が生じる可能性があるため、仕方がなくアメリカに頼るほかないと思い、また、有事の際にもアメリカ軍の手足を縛ることのない協定であるため、致し方ないと考え、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第2号 日米地位協定の改定を求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

日米地位協定の不平等で屈辱的な実態は、沖縄県をはじめ全国の基地がある自治体で繰り返し浮き彫りにされ、結果的に多くの日本人の命が奪われ、または心身共に傷つけられるケースが後を絶ちません。

先ほど日米地位協定は「日本を守る」ためのものだと言われましたが、日本を守るどころか、在日米軍の存在こそ日本国民を危険にさらしていると言わざるを得ない実態がございます。今回のオミクロン株の感染爆発も日米地位協定の矛盾が浮き彫りになったものであり、今こそ国民の命を最優先に考え、改定を行うべきものです。

先ほど日米地位協定を変えるのであれば憲法を改正すべきだというようなことが言われましたけれども、今回の問題というのは、日米安保条約の是非も問うておりませ

んし、各国の同盟国と同等のそういった関係を地位協定の中で記すべきだと言っているにすぎません。そういった意味で、もう少しよく勉強していただきたいというふう
に考えざるを得ません。

日本弁護士連合会も会長名で声明を発表し、在日米軍への国内検疫法の適用等の地位協定への明記など、感染拡大防止のための緊急措置を求めておられます。声明では、日米地位協定の下では、米軍人等の検疫については原則として米軍の自主検疫に委ねられ、「米軍基地外に及ぶ感染症の急激な拡大を招く等の看過できない事態が生じている」と指摘され、米軍人の検疫を日本の国内法上の規制に従わせる旨の明文規定を地位協定の中に置くこと、米軍基地内での指定感染症発生時に、その情報を迅速に公開することなどを求めておられます。

同じ米国の同盟国でも、意見書で触れているオーストラリアをはじめ、フィリピンやドイツ、イタリアなどでは国内法の適用や規則での対応が行われており、同じアジアの同盟国・韓国でもこの間、検疫は当たり前のように実施されております。日本のようなフリーパスは異常なことであることを指摘しておきたいと思います。

政府は、あくまで改定に後ろ向きで、運用で済まそうとしてされておりますが、全く当てになりません。感染症への対応だけでなく戦闘機の低空飛行訓練をはじめ、昼夜おかまいなしの爆音、学校や医療機関、保育施設、住宅などの上は飛ばないなどの取決めもほとんど守られず、やりたい放題であり、ルール違反があったとしても政府も見て見ぬ振りで、まともな対応をしようとされていないことはご存じだと思います。とても主権国家、独立国と言えない、それが今の実態であります。本当に対等平等の関係であるならば、本当に国民の命が大事であるならば、今回のオミクロン株の感染爆発の教訓を踏まえて、政府は直ちに協定の改定を米国に申入れ、速やかに改定を行うべきであることを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第2号 日米地位協定の改定を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第2号 日米地位協定の改定を求める意見書は、否決されました。

日程第13 発議第3号 保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第3号 保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

昨年夏の「第5波」で保健所のパンク、医療機関の崩壊、そして自宅療養という名の「自宅放置」が国の方針で進められ、8月だけで200人を超える方が自宅で亡くなる異常事態が進行し、国民の中に衝撃が走るとともに、いかに日本の検査、医療、保健という命を支える体制がもろいのかを浮き彫りにしました。これを本当に教訓とするのなら、第6波に備えて真剣に保健所、医療機関、検査体制を抜本的に拡充、整備するのが政府の責任であったと考えます。しかし、残念ながら、第6波では第5波の教訓が生かされず、第5波以上の厳しい事態となりました。これを受け、今度こそ真面目に備えを強化しなければ再び救われる命も救われない事態を繰り返すことになると考え、本意見を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第3号

保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を求
める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき、提出します。

令和4年3月23日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を求
める意見書

昨夏のデルタ株による「第5波」では、感染爆発で保健所や医療機関が「崩壊」し、検査や医療も受けられず、保健所から連絡もないまま「自宅放置」を強いられ、亡くなるケースが多発し、大きな問題となりました。その後、幸いにも感染者数が減少し小康を得ましたが、二度と悲惨な事態を生まないための備えの強化が求められました。

しかし、残念ながら、感染力の強いオミクロン株による再度の感染爆発で保健所や医療機関は瞬く間に逼迫し、「第5波」をはるかに上回る「自宅放置」と死者を出す事態となっています。この背景には、高齢者等の3回目のワクチン接種の遅れとともに、いまだに改善されない検査体制の弱さ、遅れがあります。

政府は昨年末にようやく無料検査を拡充しましたが、抜本的な体制強化を怠り、年明けからの爆発的な感染拡大の中、たちまち検査キット不足や保健所や医療機関での検査体制のパンクが起こる中、多くの無症状者が放置され、さらに感染を拡大しました。また、保健所や医療体制の強化も怠った中、再び「崩壊」の事態を繰り返しています。

その根本的な要因は、政府がコロナ禍の下でも保健所や医療機関の削減路線を維持し、一時的・緊急的な対策しかしていないことにあります。政府は地域の公的病院の

統廃合や急性期病床の削減に消費税を財源にした補助金を支出する「地域医療構想」の推進に固執し、実際、コロナ禍の下でも病床削減を進めています。保健所の体制強化も、当面、一保健所に2名程度の保健師しか増員しない方針など、本気を取組になっていません。このままでは感染の波のたびに同じ過ちを繰り返し、多くの救える命が救えない事態を拡大することになりかねません。

政府におかれては、保健所や医療機関の削減方針を見直し、真剣に体制強化を図るとともに、検査体制を抜本的に拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月23日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

新型コロナ対策担当大臣 山際大志郎 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を

求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

今回のオミクロン株は感染率は高いが、重症化率、死亡率に低いことが分かっています。各市町村での取組もデジタル株に比べると対応が早く、3月末までには高齢者の80%以上の3回目接種もスムーズに行われることとなっています。さらに、新規の経口薬も続々と出てきているとのことで、最終的にはインフルエンザ並になるとの憶測も出てきています。必要な体制強化、検査体制拡充は行うにこしたことはないが、過剰なものになれば通常の医療体制の圧迫となり、かえって不自然で看過できません。

よって、反対といたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第3号 保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を求める意見書への賛成討論を行います。

オミクロン株による第6波は、ようやく感染者数は減少傾向となりましたが、依然高い水準であり、既にオミクロン株の亜種であるBA.2への置き換わりが始まり、まん延防止等重点措置の解除とともに、再び再拡大する危険性も指摘されています。

オミクロン株による感染はデルタ株の際とは違い、感染しても無症状や軽症が多いなどの楽観的な情報が政府先頭に拡散され、それが感染対策への緊張感を弱める結果となっております。

先ほどインフルエンザと同じような扱いというような話がありましたけども、インフルエンザと同じであれば感染が拡大しないはずであります。インフルエンザは今、感染拡大しておりません。ということは、同じではないということだというふうに思いますが、どうでしょうか。

感染力が強いオミクロン株の特性を踏まえるなら、徹底して検査体制を強化・拡充

し、陽性者をいち早く把握し保護することがこれまで以上に必要でした。しかし、政府は、これまでと同様に濃厚接触者など限られた対象中心の検査にとどめ、相変わらずクラスター対策を軸に対応されましたが、到底追いつけない事態になり、またも保健所は逼迫。その結果、自宅療養者が爆発的に増加し、第5波の比でないほどの自宅放置が拡大しました。

検査体制も、当初は無料検査を開始するものの、感染拡大をうけてあっという間にパンクし、簡単に受けられない事態となりました。無症状者や軽症者を事実上野放しにした結果、家族感染での感染拡大、そして高齢者施設等でのクラスターの頻発など、ワクチン接種が遅れた高齢者や基礎疾患を持つ人への感染が広がり、多くの死者を出すことになりました。

結局、第6波でも政府や自治体の対策が後手に回り、第5波以上の厳しい事態となりました。これはひとえに、第5波の教訓を生かさず、根本的に保健所や医療機関の体制強化に取り組まず、検査体制の拡充をまたも怠った結果であり、特に政府の責任は重大であります。

救える命が救えない事態を絶対に生まないためにも、今度こそ本気で保健所と医療機関の体制強化、検査体制の拡充に取り組むことを強く求め、賛成討論いたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論ございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第3号 保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第3号 保健所、医療機関の体制強化、検査体制の抜本的拡充を

求める意見書は、否決されました。

日程第14、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和4年第1回和束町の定例議会を閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

本議会に提案させていただきました議案また同意案件と、全議案につきまして原案どおりご可決いただきましたことをまずをもってお礼を申し上げます。

ありがとうございます。

今回の定例議会を通じて、議員の皆様方からいろいろなご意見等を賜りました。こういったご意見等をこれからの行政に生かさせていただきたいと、このように思ってい

るところであります。

その中でも今回は1,400名を超える水道料金についての請願が議会へ出されてまいりました。今議会において、その取扱い等、不採択されたわけなんです。議員の皆さん方には、そして1,400名もの方からの署名は非常に真摯に受け止めながら、しかしながら一方では、和東町の水道がこれからも安定して安心・安全な水を提供する、給水する、ここを非常に重く受け止めさせていただきました。そして、まだまだこの簡易水道は整備ができてないことも明らかであります。こういった皆さん方の苦渋の判断にお返しするのは、この安定した給水をこれからも続けていく責任を全うすることであるということを改めて確信させていただきました。

これからもこういった水道行政はもちろんのことでありますが、今、コロナ問題が出ておりました。それと、外国ではウクライナ問題、それから地方の経済にもどう影響が出てくるか、非常に大変なときを迎えていくのかなと、こんな感じを受け止めております。そうした中におきましても、これからも議会と町が一致協力しながらこの難局を乗り越えて、住民の皆さんにとって住みやすい安全な地域づくり、楽しい地域であることを願いながら、これからも和東町の町政に当たってまいりたいと、このように思っております。どうか引き続いて議員の皆さん方の一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして、令和4年和東町議会第1回定例会を閉会いたします。

本日は誠に御苦労さまでした。

午後4時17分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 3 月 31 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者 和東町議会議員 高 山 豊 彦

〃 和東町議会議員 藤 井 清 隆